

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	一七八九年の革命 : G. Lefebvre ; Quatre-Vingt-Neuf : Paris. Maison du Livre Francais, 1939
Sub Title	Revolution in "1789"
Author	Lefebvre, Georges(Suzuki, Taihei) 鈴木, 泰平
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.24, No.1 (1949. 10) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19491000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一七八九年の革命

— G.Lefebvre; Quatre-Vingt-Neuf —

Paris. Maison du Livre Français. 1939

ジヨルジュ・ルフューヴル

解説・紹介 鈴木泰平

ソルボンヌ大学フランス革命史講座担当主任教授ジョルジュ・ルフューヴル氏は記念すべきフランス革命五百十年祝典に当り、「八九年」(G. Lefebvre, "Quatre-Vingt-Neuf" Paris, 1939)と題する小冊子を著はれた。表題に「一七八九年の革命」と称したのは本書「八九年」である。

本書は元、フランス革命百五十年祭に際し祝典國家委員会及びソルボンヌ大学フランス革命史研究所の委嘱に依り書かれたものであるが不幸にして発行後幾許もなく

ゐたのであるが、幸にプリンストン大学教授パーマー氏に依り英訳され、一九四七年秋のアメリカ史学界に絶大な反響を生んだのである。筆者は今回ハーバード大学教授クレーン・ブリントン氏の寄贈にかかる英訳本に依り多大の示唆を受け、直ちに内容紹介に着手したのであるが、印刻するに先立ち計らずも原著者ルフューブル教授に依り貴重なコピー一部を贈られ、直接原書に接し得られることがなつたのである。

「八九年」は一言にして言へばルフューヴル教授四十年に亘る革命研究の精隨であり亦革命研究の最高峰の一つであるが、全篇を通じ香氣馥郁として自由への息吹に満ち、同時に再建さるべきフランス共和国の力強き歩みを八千部に及んだと伝えられ、原書講読は絶望視されて

鼓吹して止まないものがあるのである。本書は然し乍ら所謂専門書ではない。革命に対する吾人の知識の如何にかゝわらず其それのレベルに於いて充分とり入れられることが出来るものであり、専門家は専門家なりに其の所説に傾聴し得ることが出来ると共に一般知識人、学生も其のグレードに應じて味読し啓発される處の多いものである。本書が書かれたのは全歐的なファシズムの暗雲下に於いてあるが、教授が秘かに配慮し祈願したのは若き人々の未來とクリスト教文明の擁護であつた。幸い第二次大戦は「自由の理念」の勝利を以つて終結を告げたのであるが、此れこそ本書が堅く信じたものであり亦其の予言した所のものでもあつたのである。

ニューヨーク・ハンター・カレッジ教授ヒスロップ嬢も云われる如く (Journal of Modern History. December. 1947)、本書は大革命に志すものゝ一度は必ず示教を仰ぐべきものであり、其の史的位置はミッショーリ・オーラール・マティエを凌ぐものを有しているのである。長く世界への窓を閉ぢられてゐた吾々にとつては本書は單に一箇の学説を提示する以上の意義を有してゐるものであり、同時に此れは近代ヨーロッパ・デモクラシーの帰趨に深い関心を抱いている人々にも何物か訴えて止まないものがあるのである。此の意味に於いては本

書は「自由の聖書」と云うことも許されると思われる。

教授の学風は一言にして言えば徹底した実証主義に則るものであり、此れが本書に見られる如き革命諸階級の明白な社会的概念を規定し貴族革命及び農民革命の位置を定立させたのであつた。虐げられた民衆のこよなき同情者として、又深き伝統に根立つフランス知慧の帰依者としての教授の筆致は其の師と仰ぐジャン・ジョーレスに優る鋭い社会的感覺と豊かな藝術的センスを湛えてゐるのであるが、此れにも増して吾々は「人権宣言」に於ける柔軟極まる解釈と絶妙な史的感覺に醉はされるのである。其の抛る立場の如何にかゝわらず何人も教授の熱烈な革命への讃仰、該博極まる学殖及び詩的インスピレーションに打たれざるを得ないのであらう。

教授は現在七十四歳、一八七四年の生れであるが、同一年は奇しくも革命史学界のバイオニア故アルベル・マティエ教授の出生した年にも当るのである。教授の出身は史家ドウリュイの創設にかかるリセーであるが、其の後長くリールに留つて専ら根本史料の探索に終始し、二、三の史料研究を除いては専門論文の発表は皆無であった。此の間挙げるべき業績としては僅かにスタッブスの名著「イギリス憲法史」のプチ・デュテュードとの共訳のみであり、マティエが耀しい労作を相次いで発表し

て、いるのに對して教授は殆んど沈黙していたのである。

教授の名声を一躍轟かせ、學界に不動の地位を占めさせることに至つたのは一九二二年の發表になる學位論文「フランス革命に於けるノール縣の農業問題」であり、以後「恐嚇政治下に於ける農業問題」「フランス革命」等が相次いで刊行され、特に農業經濟史及び農民革命に関する論說は教授の獨創性を示して余りあるものであつた。

マティエ亡き後教授は其の創刊した「フランス革命の歴史的年誌」の主宰者に推され、更にサニヤックに次いでストラスブールよりソルボンヌに招かれ多年の学殖を傾けて斯界の指導に任じたのであるが、其の講義錄はセーヴル高等師範學校に於けるもの及びアルマンコーラン叢書のテルミドリアン・ディレクトアールと共に全十巻からなる革命全史を構成するに至つたのである。尙、現在教授はロベスピエール研究會の會長として激務に処されてゐる他、定本ロベスピエール全集の完成に努力しているのである。

内容紹介に當つては出來得る限り原著者の言著を載録し、生きた息吹きの再生に勉めたが紙數の關係で止むなく論旨の紹介と大意のみに止まつた所が多い。筆者とし

ては只管大過なきを期した次第であるが、微力の致す所は必ずしも正確に順を追つて居らず、又略した箇所もある。英訳本に於いては各節間の区切及び表題のつけ方は正確ではなく訳者が自由に付したと思われる箇所も相当見出される。(頁数は原著に依る)

序説(五頁)第一章貴族革命(九頁)第一節アリストクラシイ(十一頁)第二節王朝の危機(二十四頁)第二章ブルジョア革命(四十三頁)第一節ブルジョア、(四十五頁)第二節ブルジョアの最初の勝利(五十三頁)第三節三部会(八十五頁)第三章民衆革命、(一〇五頁)第一節民衆の動員、(一〇七頁)第二節一七八九年七月十四日のパリ革命、(一一五頁)第三節地方自治都市の革命、(一三九頁)第四章農民革命、(一四七頁)農民、農民反抗、大恐怖、(一四九頁)第五章八月四日の夜と人權宣言、(一七三頁)第一節宣言案と特權階級、(一七五頁)第二節人權宣言、(一九一頁)第六章十月事件(一〇五頁)第一節ルイ十六世の消極的抵抗(一〇七頁)第二節愛國派の分裂、二院制と拒否權、(二二一頁)第三節民衆の示威(二三六頁)第四節十月事件

序　　説

一七八九年の革命は其の窮屈的原因を吾々の歴史の最も深い所から発しているのである。第十八世紀末期に於けるフランスの社会構造はアリストクラティクであつた。此の社会は土地が唯一の富であり、土地所有者が、其の土地で労働し生活しなければならなかつた人々の主君であつた当時に淵源する痕跡を持つてゐるのである。（四）疑もなく國王は長期間に涉る鬭争を通じて領主から其の政治権力を漸次剝奪し貴族僧侶を其の権力下に圧倒した。然し彼等は社会階級としては依然第一級の地位を占め特權階級として止まつたのであつた。處で商工業のルネサンスは富の新しい形式（動産）と第十四世紀に既に第三身分の名に於いて三部会に位置していたブルジョアを創り出したのである。

「其の發展は十五、六世紀の海洋発見と新世界の開発に依り促進され第十八世紀に於いては商工業は國民經濟に於いて極要なる位置を占めるに至つた」。宮廷の財政を救済し官吏の多數を供給したのは此のブルジョアである。ブルジョアはフィロソーフとエコノミストが後に單に形式のみを賦與したに過ぎない處の新しいイデオロ

ギーを形成した。斯くして貴族と僧侶の社会的位置、権力は相対的に低下し止む所がなかつたのである。然し國家の法律的構造は彼等に第一級の地位を保証していたのである。處で實際には経済力、実際的手腕、未來への洞察的能力はブルジョアにあつたのであり、此の限りに於いては斯る不均衡は決して永続しないものである。一七八九年の革命はかくて事實と法律の間にハイモニーを打建てるものであつた。然し乍ら革命の此の深刻なる原因は革命の全ての特質を説明していないのである。政治革命を遂行した、イギリスに於いては其の社会的展開は極めて穩便に行われたのであるが、フランス革命は反対に力に依つて実現されたのである。十九世紀ヨーロッパ大陸に於いては政治的変動はナポレオン軍隊に依り促進されたが此の場合では政府の行動は民衆の其れよりもより重要であつた。此れに対してもフランスの第三階級は自己解放を遂げたのである。従つてアリストクラシーは吾国よりも外國に於いて長期間其の莫大な富と権力を保持してゐた訳である。フランス革命の此の特徴的性質は此れ等の直接的原因、特に他國に於いては事態の支配権を保つていた所の中央権力の瓦壊に發してゐるのである。恐らく辭職した國王が三部会を召集しなければ實際に斯る形式を持つてフランス革命は起り得なかつたであらう。其

れ故直接的原因は、ルイ十六世が他の方策を見出し得なかつた所の云はば政治的クライシズの中に存するのである。(六)

然し最初に其れから利益を得たのは、第三階級ではなく、亦民衆は最初の推進力でもなかつた。亦法的手段を欠いているブルジョアジーは國王を國民に差し向ける力もなく言わんや、農民労働者に至つては何等手段方法を持つていなかつたのである。此れに反し僧侶は其の會議に於いて、貴族はパルルマンと地方議会に於いて其の手段を持つていつたのである。シャトオブリアンはパトリシアンが革命を始めプレベエイヤンが其れを完成したと云つてゐるが、まさしく八九年に於ける革命の第一幕は貴族の勝利に依つて成立してゐるのである。然し貴族は其の社会的優越を保護してゐる王権を麻痺せしめた後、道をブルジョア革命に次いで都市の民衆革命に次いで農民の革命に開き、最後にアンシャン・ジームの廃趾の跡に埋れてゐる自己を見出しあつた。吾々が其のライト・モチーフに於いて再建しようとするのは此れらの四幕である。(七)

第一章 貴族の革命 第一節 アリストクラシー

古代フランスの法律は三つの階級、僧侶、貴族、第三身分を區別した。其の数的割合は不確実であるが大要二千三百万の人口の中僧侶は十万、貴族は四十万に過ぎず、爾余は第三身分である。僧侶は名譽的特權以外多くの特權——定期的な國会、裁判所、免稅ドングラチュイー等を持つてゐるが物質的には國家、信者に依存する所はない。彼等は收穫物の十分の一を手得し、領有地は全土の十分の一に及んだ。司祭、司教は要するに、領主的賦課権を持ち、洗礼権を以つて王室まで支配してゐたのであり、更に其の権力は、ナント勅令の廢止以來カトリックに立帰つた後に於いて教育、救貧の領域にまで亘つたのであつた。シェーヌの言に依れば「僧侶は嚴密には社会階級ではなく一箇の職業であり」(八)、其のユニークは純精神的であつた。其れは完全にして神聖なる社会——教会——を代表するのであるが、然し社会的見地よりすればノーブルス——上級僧侶、司教會員——の別に分つことが出来るのであり、後者に於いては三部会に於いて第三階級の勝利を確保したロチュリエ特に主任司祭を見出すことも出来るのである。其れ故實際に於いては、階級としては上級僧侶と下級僧侶の二階級しかないのであり、「アリストクラシー」なる語はノーブルス上層貴族階級を意味して

ゐたのである。

扱て貴族は僧侶と同様名譽的物質的特權を持つてゐるがコルプ組織的団体を構成して居らず亦人頭税二十分の一税を仕拂わねばならなかつた。勿論全土の五分の一に當る莫大な不動産と封建的権利を持つてゐたが、此れ等は下層貴族でも、農民でもブルジョアでも持ち得るものであり、此れを以つて実際にノーブルスと下層貴族を區別するには困難である。結局眞に貴族を特徴づけるものは出生であり、其の優越を誇るのは血統である。ダーランヴィエ伯爵にとつては、貴族は征服に依つてガロ・ロマンの土地と人民の主君になつたゲルマン人の子孫であつた。貴族は職業に就けばロチュリエに転落するのが常であるが、コルベールは嘗つて海洋取引を許したことがある。富裕で然も暇のある、貴族が自ら財産を管理する稀であつた。然し十八世紀の物価騰貴は貴族を漸次異質化することは的な階級に為し、中にはラファイエットの如き莫大な相続財産で途方もない生活をする者もあればゲメネ家の如き破産に瀕する者もあつた。概して地方貴族は貧困であり其れ故封建的権利を放棄し税金を仕拂ふことは其の破滅を來すものとして恐れたのである。

此の武家貴族アーリスに對して法官貴族なるものがある。元來貴族称号賦與權を持つてゐた國王は、貴族の官職売買に

乘じて其の値段をつり上げるため極要な官職に貴族の称号を賦與したことがあるが、此の結果新しい多くの官吏貴族が出現するに至つた。高等法院、会計検査院、枢密院等に依る官吏はかくして法官貴族になるのである。彼等は其のマーケットプライスが高いため富裕になり、漸次自ら財産管理を行つて、いつのまにか其の起原を忘れ誇を失つたのであつた。此のブルジョア精神の滲み込んだ新興貴族に關して興味あることは、彼等が資本主義、の展開に關與して其の行政権に於ける権力を利用し、或は封建的権力を行使して、利潤の獲得を目論見たことである。

クロア公はアンサン会社の設立に、アルトア伯はジャヴェル工場の設立に關與しオルレアン公はパレ・ロワイヤルにアパートを作りエスパニアックとタレーランは投機をし、チャルビー侯、ロシュフー侯の如き大土地所有者はフィジオクラツトに做つて土地の開発經營に従つた。此れは然し結局領主的反動を招來すると共に農民の生活を極度に困窮化し、貴族の内部に於いてもブルジョアに近いものとミラボーの如き貧乏貴族を生み出したのであつた。然し此の展開の重要性を誇張してはならない、と云ふのは、貴族の大部分は致富の方法を知らないし又知らうと欲しなかつたからである。凡ゆる点から見て大部

分の貴族は十八世紀を通じて満足し國王は門閥貴族の特権を放置してゐたのであつた。カペー王朝の歴史は實際には対アリストクラシーとの鬭争であり、ルイ十四世治下に於いて其れは止んだと思はれたのである。即ち貴族を地方行政に編入し、土地の統一を通じて王権は國家的統一を準備したが、其の相続者は、此の大的なる企てをなし得なかつたのであつた。十八世紀はブルジョアジーの擡頭と哲学の勝利に依つて、特徴づけられるのが常であるが、亦此れは貴族の最後の攻撃の徵表でもあり、革命の初期は其の頂点に當つてゐたのである。ネッケルを除く全ての大員、官吏、行政官、司教、パルルマンは高級貴族であり、國王命令の登記批准権はパルルマンに留まり、地方議会の実権もラングドック・ブルターニュでは完全に僧侶、貴族の手中にあつた。つまり貴族のパルティキラリズムが繁えてゐたのである。斯くて官職独占を剝奪しようとしたのである。武家貴族と法官貴族は本來相反目し、離反する傾向にあつたのが、危機に際して地方議会も、バルルマンも相合して中央権力に対峙したのである。「斯くして王権は國家統一を成し得ず、結局地方的特權の残置、法律制度の不統一、度量衡の不統一、國內關稅、行制財制の混乱を通じて貴族のみ

が國民中の國民として残つたのである。此の間、新しい財政危機がカロンヌに國家の近代化を決意させる時がやつてきたのであるが、長い間の競走者は其の道を堰き止めたのであつた。^(九)

第二節 王朝の危機

抑々王朝の危機の起原は、アメリカ独立戦争と更に其に伴ふ財政の不足に遡るのである。稅金の増徴は此れを補ふには不十分でありネッケルは不可避的に財政改革を余儀なくされたのであつた。アン・シャンレジーム最初にして、最後の予算表たる一七八八年三月の國王宛の財政總監の歲入歲出表を窺へば、歲入、六億二千九百万リーヴル、歲出、五億三百万リーヴルで、差引一億二千六百万リーヴルが不足であるが、實際はより大きいものであつたと思はれるふしがあるのである。財政困難の原因として通例好く王朝の濫費が説かれるのが常であるが、宮廷費三千五百万リーヴルは、實際には予算の六パーセントに過ぎず、寧ろ問題は五〇パーセントを超える軍事、外交費三億一千八百万リーヴルに存するのである。處で現存稅金の増徴は既に余りにも高額であるため希み得ないものであり、特に一七二六年——四一年より一七八五年——八九年に至る物価六五パーセント、賃金二二パーセント増の数字より考へられる、民衆購買力の減退

を勘案すれば直接税、間接税は共に増徴不可能である。

他方貴族階級は物価騰貴に批難して賃借金を引上げ、一六五パーセントに対する九八パーセント現物に依る收入も同様増加してゐた。

要するにアンシアン・レジームに於いては富めば富むほど少く拂へば良いのであり、技術的見地よりすればクライシズは容易に将来さるべきものであつた。^(二〇)

其れ故残された方法は一つしかないのであり、必要なことは全ての人が仕拂ふことであつたのである。斯る事態を熟知してゐたカロンヌが提案したのは、塩価格の統一、凡ての土地所有者に依る地租の仕拂、國內関税の撤廃、穀物取引の完全な自由であつたが、遺憾乍ら此れはアンシアン・レジーム社会構造に打撃を加へる以上のものであつた。カロンヌの企図し期待したのは斯る一聯の方策に依る予算の均衡、王権の強化、國家社会の統一であつたが、國王ルイの無氣力、無能力は全く其れを画餅に帰せしめたのである。其れ故革命の直接原因として國王、王妃の性格は第一に考慮さるべきである。國王は結局自ら其の意志を決し得ずしてアリストクラシーに相談を持ちかけたのであつた。一七八七年の名士会は此れに対し、地租仕拂の代りに行政権の譲渡と地方行政権の方議会への委譲を求めたのである。

財政改革は斯くて單なる改革を超えて「社會構造」の改革に及んだ訳であるが、此の段階に於いて貴族階級の猛烈な反感と攻撃を呼ぶに至つたのである。

カロンヌの罷免することであり、其れに代つてブリエンヌを登用することであつた。

然し、此の大臣病患者は、私腹を肥やすに止まり、結局彼は正面切つて高等法院に当らなければならない破目に陥つたのである。

扱て、高等法院は新税の協讛権は、三部会にあるものとして地租の登録を拒否し、此の結果政府は一年を費して結局元の處に立つてゐるのに過ぎないのであつた。最後に、ブリエンヌは王命に依る一億二千万リーヴルの借金を企図したがオルレアン公に反対され空しく終つたのである。高等法院は更に此れに乗じて逮捕状を非難し、國王の臣下としての個人の自由を求め、一七八八年五月三日には國家基本法を秘かに発表した。斯くしてアリストクラシーは其の成員を保護するため人権及び市民の権利を主張し、國王をして貴族の行政への介入を余儀なく認めさせたのであつた。

然るに政府はカロンヌが回避した非常手段に訴へるのを決意して、高等法院の最强硬派たるゴアスラー、モン

サベールの逮捕を命じ、更に宫廷派から成るクール・ブレニエールを設立し、勅令登記を行はせたのである。此の裁判管区の改正を含む全般的な司法制度の改革は、明治の破壊にまで進んだのである。處で此れに対する抵抗はより広くより暴力的になつた。地方の高等法院下級裁判所の反抗は熾烈を極め、ブリエンヌは或る程度地方議会に於けるアリストクラシーの特権を認めざるを得なかつた。然しアリストクラシーは進んで特に古い地方議会結局ブリエンヌは、三部会の召集をクール・ブレニエールの廢止とバルルマンの復活を約束せざるを得なかつた。アリストクラシーは斯くして勝利を得たのである。

王権に対する貴族上級僧侶、地方議会、知事は斯くて強固なブロックを作り、凡ゆる方法で第三階級にまで訴へ其の支持を得たのである。此の結果カロンヌは最初の逃亡貴族として國外逃亡を余儀なくされたのであつた。拙て、アリストクラシーは当時の人々に取つては、租税平等、立憲制及び自由の保証を求めてゐる限りブルジョアジーから遠くないものであつたが、問題は第三階級がアリストクラシーの指導下についてくるかどうかにあつた

のである。然し貴族階級の中に其の權力に依つて全てを支配しようとする意図があり、且亦無條件に租税平等を認めない限り、此れは疑問であつた。貴族のカイエは明白に貴族特権の保存を求め、財政に於いてもアリストクラシーとロチュリエの間に區別を設けるのを認めてゐるのであり、要するにアリストクラシーは國民の名に於いてアブソリューティズムに鬭争を挑んでゐるのである。貴族の中に於いても三部会に於いて第三階級と連合し、八月四日の特権廢止にイニシアテヴを取つたものもあるが、此れは彼等が近代國家に於ける優越性を放棄しようとしたものではなく上院を設けて其の主導権を把握しようとしてゐたものであつた。注意すべき点は彼等が合法的にフランス市民以外のものになるのを承認しなかつたことであるが、其れは少數に止まつたのである。

換言すれば革命は共同一致に依つて為される筈のものであつた。處で第三階級はアリストクラシーの申し入れたことを尊敬と服従の念で受け入れるであらうか。凡ゆる場合に於いても彼等はさうしようとは考へなかつたのである、彼等は断乎として法の前に於ける平等を要求したのであつた。此の点に於いて嚴密に言へば一七八九年の革命は始つたのである。^(二)

第二章 ブルジョアジーの革命

第一節 ブルジョアジー

住民の九六パーセントを占める第三階級に於いて、革命を指導し其の中から最も利益を得たものはブルジョアジーであつた。然しそれは必ずしも同質的ではなく亦其の数は極めて少數であつた。と云ふのは本質的に当時のフランスは農業國であつたからである。此れ等ブルジョアジーの中最も権力ある者は、金融業者、徵稅請負業者であり、彼等は宫廷貴族への融資に依り或は軍隊御用商人として利潤を挙げてゐたのである。銀行業者としてはネッケル・クラヴィエール・ヴァンデンデルボイドの如き外國のプロテスタントが多く、亦水道会社、生命、保険会社の如き株式会社の形式に依り或は投機の形に依り巨富を積んだものも居り、此れ等の者が債権者として宫廷財政を左右したのであつた。

従つて國王、僧侶の債権者が、國庫貸付金の変動に最も敏感であり、其れ等が一七八九年の危機に重要役割を演じた、債権者の特別のカテゴリーを構成してゐたのである。此れに続いて海上貿易に依つて巨富を積んだ貿易商人が有力であつたが彼等はボルドー・ナント・マルセユに拠りアンティル諸島、サント・ドミニゴとの間で輸出

入十二億に上る取引を行ひ、國內ではルーアン・オルレアン・リオンを其の集散製造地とし立憲君主制の防壁を形成した。此れはフィヤン後にジロンドに成長するものである。處で当時の工業は未だ手工業の域を脱しないものであり、寧ろ貿易商業の一附隨物に過ぎず、然も其れは毛織物、綿織物等の僅か二、三に限られてゐたのであるが、此の商業、手工業者は漸次國內政治で強力になつたのである。扱て、工業の未発達のため職人階級は一般消費の大部を賄つてゐたが、職業別に依る同職組合は親方階級の利益擁護に傾き、下層職人階級は其の圧迫下に甘じなければならなかつたのである。

然るに自由経済派は漸次其の制度を攻撃し、亦國王も新しい親方制度を作つて独立を計り従來の親方階級の独占は漸次崩壊し始めたのであるが、商人經營に依る工場制手工業の発達は、自由職人階級を賃銀労働者の地位に追ひ込むこととなつた。斯くして職人階級は一般に資本主義に反対であつた。サン・キヨロットが出るのは此の階級からである。自由職業階級としては判事、検事、弁護士、公証人、医師、教員、出版業者、文士、ジャーナリスト等があり、裁判所が多かつた當時、法律家階級の力は無視し得ないものがあつた。斯くしてブルジョアジーは各種各様の條件にあるものを内包

してゐた訳であるが、其の生活状態も多大の差異があり概ね金融、貿易商人を除き其の生活は困難であつたのである。然し其の生活様式は相互の親近性を増し、ブルジョアジーの道徳的擡頭と革命思想の伝播に資するものがあつた。

處で一般な富の増進とブルジョアの増加は其の教育への関心を高め終局的に其れはアリストクラジー打倒に向つたのである。

扱て、ブルジョアジーは其れ自体人間性全体に対応する生活と社会に関する概念を形成し、教会の超絶的思想に対して、地上の幸福と人間の権威を強調した。彼等は科学で自然を支配し其れを以つて一般的な富の増進に振向け、探求、発明、企業の精神に自由を賦與する方法を見出し得るのを信じた。其れは亦個人的所得得の増大、発明、冒険の魅力に依つて刺戟されるものであつた。此こそ出生の別なく全ての人を一般的な競走に立向せる所の能動的思想であり、人類の限りない進歩が其等から将来さるべきものであつた。^(二)

ルネサンスに発してデカルトを経た此れはボルテールに至つて、明白に新秩序の原則を呈示したのである。此のフィロゾーフの思想は凡ゆる道をたどつてブルジョアジーに滲透し、其の歴史的使命に就いての明白な意識を

興へたのである。扱て、人々は長期に涉り革命の独自の原因として見る立場から、此の知的、道徳的準備の重要性を誇大して考へてきたが、革命精神誕生に当つて実際的利害の役割過大に見ることは事実を歪曲するものである。

「半世以来人々は正しくも其の思想が社会的経済的運動に根ざしてゐるかを示さうと努力したが、吾々は犠牲のみを得させられる理想主義を欠いては、眞の革命精神はありません」と云ふことを忘れる誤謬を犯すべきではないのである。疑もなくブルジョアジーの利益が最初に新しい秩序から汲み取られたのであるが、彼等は人間性の善に對し為したと患心信じてゐたのである。彼等は正義と公正の君臨に対し道を準備したと說かれてゐるが、まさしく全第三階級は、ブルジョアジーと同様に信じたのであつた。革命の偉大なる日々の、ヴァルミーの、ジュマップの、フリュウルの戦士は若しも彼等自身のみのことを考へてゐたならば、恐らく彼等の生命を危険に曝らすことはしなかつたであらう。^(三)

第二節 ブルジョアジーの最初の勝利

凡ゆる点から見て一七八八年夏に於いてはブルジョアジーが第三階級の名に於いて、王權とアリストクラシーとの間に起つるる紛争に介入した徵証は無いのである。彼等が起つたのは三部会召集のニュースに接してからで

あつた。事態は三部会が一六一四年時の構成で行はれるることを、パリ・バルルマンが規定してから一変したのである。かくしてアリストクラシーの反抗は今や公然と行はれ、サニックスの言ふ處の「階級の鬭争」が勃発したのである。

斯る状態に於いて、ブリッソーは六ヶ月に亘るアメリカ訪問を終へて後、「余は今一人の仲間も見出し得たので彼等は測り得ない遠い所に歩みを進めたと云つてゐるのであつた。扱て、ブルジョジーは特權階級に対するためのパトリオットを組織したが、其れにはラファイエット、コンドルセ・ロシャフー・リアンクール候等の大領主が加担して、政治結社クラヴを結成し革命思想の宣伝に始めたのである。然しあジテーションの中心として秘密結社がどの程度動いたかは疑問であり、寧ろ三十人委員会がより指導的役割を演じたものゝ如く思はれる。然し、実際の通信交通情況を考へれば地方ブルジョアジーのイニシアティヴの中には無視難たいものがあつた。ブルジョアジーは次いで自由貴族下級僧侶を当込んで頭数制投票と特權階級との同数の定員増加を求めたが法的である。何れにせよともかく頭初からブルジョアジーは鋭い政治感覚を示し、ディジョンを始め、各地の農民労働

者の三部会カイエの作成を通じて巧みに大衆動員を行ひ、國民全体を動かすに至つたのである。處で此の場合、彼等が実際に頼りにしてゐたのは財政總監ネッケルであるが、事實ネッケルはミラクルを期待された者であつた。彼は所謂稅金の前借で國家を一年間支へたが、これが一時的なものではあることは彼自身よく知つてゐたのである。彼の内心は三部会が財政特權の廢止に依つて予算の均衡を回復するまで時を稼ぐことであつた。

要するにネッケルは偉大な性格及び精神の持主ではなく、實現すべき計画についての綜合的見識に缺けて居り、單に國王の缺点と王妃と王族の権力を知つてゐたに過ぎなかつたのである。

彼はカロンヌと同様間接的な方法に従ひ、再び名士会に訴へたのであつた。名士会に於いては第三階級の定員増加は投票方法を決定しないとの諒解の下に承認されたが、其れを承認した議事録の解釋には二様のものがあつた。階級別投票は法的には自明のものであるが、特權階級、第三階級は各々都合の良い解釋を下し政治的には其の批判の余地は残されたまゝになつて居り、最初から三部会は分裂を免れなかつたのである。

此の点に関する貴族の抵抗は熾烈なるものがあり、ブルジョアジーをして止むなくラジカルな解決に走らせた

のである。此れより導かるべき結論は一七八九年二月のプロヴァンスの総会に於けるミラボーの「ローマではキンブリアン人を擊退するよりも貴族を一掃する方が重大な事である」とのマリウスの言を引ける演説に相應するものであり、現実には一七九三年のサン・キュロットが此れに應へたのであつた。

扱て、選挙の手続は貴族階級に於いてはバイヤージュの二つの議会に於いて二段階で行はれたが、ブルジョアジーのは極めて複雑であり、都市、農村、職業に依つても異なる所があつた。全般的に指名制、口頭制の方法は公共生活の訓練を経てゐる。ブルジョアジーには有利であり、自分の意志を充分表明し得ない農民に比較して彼等は圧倒的に多数當選したのであつた。其の二月、三月に於ける選挙を通じて特權階級のイニシティヴは純粹に個人的に止まつて居り、パトリオットはより積極的であつたがブルジョアジーが下級議会、バイヤージュ、都市自治議会をリードするのに協同したのは疑いのない所である。特にラファイエット、ラリー・トランダール、クレルモントヌウール、ノアイユ伯、タレーラン、シャンピオン・ド・シセの如き自由貴族自由僧侶が當選し、且亦ロベスピエール、ブュゾナーの如き、若年の地方的名聲を得てゐた者の当選を見たのも注目すべきことであつた。

シェース、ミラボー、ラファイエット等も何れも有能なる人物であつたが、何れも政治的識見、手腕に於いて難点があり、「要するに一七八九年の革命を一身に実現するまでに事態を支配し得る者は一人もなく、まだ其れは第三階級の共同事業に止まつたのである。」

(一四)

扱て、三階級の選挙人は其の代表を選ぶ前に陳情書のリストを作るために協同したが、此れ等パロアースのカイエは民衆の忠実なる鏡ではなく、バイヤージュのも同様であつた。三階級のバイヤージュのカイエを比較すると絶体権力に對しては一致して反対してゐることが認められるのであり、即ち三階級は同様徵稅權を留保する憲法と定期的国会の召集、行政の地方議会への委譲、個人的自由、出版の自由を欲してゐるのであつて、又此の限りに於いて彼等は全てモナーキストに止まつて居るのである。カイエは亦特にブルジョアジーの宗教的無関心を示してゐるが、此れは彼等が特に俗的であつたと云ふのではなく、例ヘルソーの自然宗教に惹かれてゐたにせよ教会と國家の分離を考へてゐた訳ではないのである。カイエは要するに本質的に政治、行政の政革に關しては全て一致してゐることを示したものである。但し三階段の國家に於いて占める位置に關する限り鋭い対立が見られたのであり、各々求めるものの中には著しい差異が存し

たのであつた。

扱て、政革すべきことは多くあつたが、未だ手遅れではなかつた。然し最早や一刻も失うべき時がないのにも拘らず宮廷は依然として無為に過したのである。更に悪いことに、新しい事態の勃発は宮廷と第三階級の間を引き離し、宮廷は急速にアリストラシーに対する不満を忘れて仕舞つたのである。今や宮廷とアリストクラシーは相互に其の伝統的な社会秩序を共同して守るために提携するに至つたのであつた。

第三節 三 部 會

一七八九年五月四日、國王召集にかかる三部会は、財政難打開の目的を以つて開かれたが、ジエルサイユを其の開催地として選んだことは無思慮なことであつた。と云ふのは宮廷の豪奢な生活が、徒らに第三階級を頑固にしたに過ぎなかつたからである。会議の主要事項は平等の基礎に立つ租税の協賛を求めるものであつたが、特權階級が各一級別の会議を構成するため議員の資格審査に着手するに及んで議題の討議は不可能になつた。資格審査に当り第三階級の位置は極めて困難であつた。即ち特權階級に做つて資格審査を行へば、当然階級別投票制を認めることになるからである。然も此の場合公然階級別投票制を否認すると違法になるのであり、此処於いにて

第三階級は会議の延期と共同審査を提案したのであつた。

他方國王側に於いては議事進行に必要な方策を全く欠いて居り、僅に討議の指導者としてバイイが選ばれたに過ぎず、此の間「第三階級は自ら其の名をコンミュー^(五)ン（下院）と代へたのである。」

扱て事態の打同に勉めたのは、僧侶階級であるが、第三階級はミラボーが云つた如く「平和の神の御名」に依つて其の合流を求めたのであつた。然し下層僧侶の分裂を恐れた上級僧侶は此處で國王の干渉を求め、親臨会議が再び要請されるに至つた。第三階級は此れに對して資格審査の、会議終了までの延期を以つて應へ、一ヶ月に亘る紛争を経て此處に運命的な三部会の分裂が決定したのであつた。

第三階級は斯くて國民議会を構成し、歴史的なテニスコートの誓で自ら其の堅い結果と理想を確認したのである。此の國民議会設立宣言に當つては八九人、テニスコートの誓に當つては一人の脱落者を出たが、テニスコートの誓は僧侶を含めて五七七に達し法律革命は實質的に此處に終了した。他方國王は、六月二十三日の親臨会議でカイエに盛られた立憲制の要求と貴族の封建的権利を確認し、少くとも國王は立憲君主制になるのを受け容れ原

則的には政治問題は解決したのである。然し六ヶ月以前に制定された此のプログラムが第三階級の承認を得たかどうかに就いては多大の疑問があるのであり、何れにせよ余りにも時期が遅過ぎたのであつた。

第三階級は次いで憲法の制定に着手したが、國王、貴族は第三階級の合同を諦め武力による第三階級の服従を決定した。然し貴族の大部分は武力行使に於ては慎重を極めて居り、結局國王が自ら、パリ・エ・ルサイユ近郊に軍隊の集結を行つたのである。此の場合軍隊集結の口実になつたのは民衆の叛乱と物資欠乏に伴ふ擾乱であり、其の眞の意図は云ふまでもなく國民議会の解散にあつた。斯くて武力の脅威に立つた國民議会を今や救ひ得るもののは言論ではなかつたのである。民衆の力こそ其れを救ひ得るものであり、其の打撃に依つて即刻アンシャン・レジームは打ちのめされたのであつた。

第三章 民衆の革命

第一節 民衆の動員

さてフランス全体は事件の推移を異常な関心を以つて眺めてゐたが、パリ及び地方に於いて六月末までに三部会に就いて論じたものは稀であつた。當時秩序の維持は実際にはブルジョアジーのガルドではなく地方軍に委さ

れて居り、國民議会がブルジョアジーの利益を考慮して其の大規模な設置に乗り出したのは事態が更に急迫し反革命行動が熾烈化してからのことである。

ブルジョアジーの中、銀行家ドーボルド、貿易商人ボスカリエの如く武器貯蔵及び犠牲者の補償のため基金を出したものもあつたが、民衆軍の主体はサン・アントアヌ、マリー地区の職人小店主階級であり、コルボラシオンの職人、徒弟は其れに指導されてゐたのである。パリの人口、五、六十万に対し大体職人、労働者の数は七万五千であり、其の家族数は二十五万より三十万の多きに達したが「全体として彼等は階級に関する明白な意識を持つてゐなかつた。若しも持つてゐたならば、一七八九年の革命が可能であつかどうかは疑はしいのである。」

「労働者は恐らくアリストクラシーに対峙する第三階級の残余の者と共同するのに同意したのであるが、第三階級は後年のドイツに於けると同様、斯くも恐るべき同盟者の支援を断念したに相違ないのである。」

職人労働者階級はアンシャン・レジーム及びアリストクラシーに不満を持つてゐたのであるが、第三階級ブルジョアジーの勝利に際しては同じ利益を直ちに貴族からとるのは断念しなければならなかつたのであつた。政治的には彼等はデモクラシーへ加担してゐたが其の約束を

誰が果してくれるかに就いては考へてゐなかつたのである。「三部会の召集が民衆の目を蔽つた神秘的性格を好く理解出来るのは、此の労働階級の考へに依つてである。

此の斯くも異様な事件は明白にして然も曇つた希望——國民再生の其れと人間がより幸福になれる新しき時代の其れ——を湧き立たせたのである。革命が初期に、貧民が地上の樂園の到來を自發的に見分ける所の、此の生れつゝある國家に於いて宗教運動に対比されて考へられるのは此の面に於いてである。^(二八)

處で革命的理義主義を育んだのも此の籠に於いてであるが、民衆の此の偉大な希望は貴族が頑強に特權維持を計りブルジョアジーが農民、職人労働者と結合してゐる限り阻まれたのである。彼等は武力に依る三部会の解散及びプロシャ軍の干渉を信じ、更に外國宮廷との陰謀をも信じたのであつた。七月始めには外國軍隊の侵入まで信じられ此處に第三階級全体は「貴族の陰謀」を信ずるに至つたのであつた。

抑て「民衆動員は若しも恐るべき經濟的危機が其の生命を危機に曝らさなくとも此の恐怖、希望に依つてのみ促進されたであらうか。此れには恐らく果しの無い議論が續くであらうが、ともかく多くの都市に於ける一七八九年の擾乱が其の起因として、貧困を原因とするパン価

格の輕減を有してゐたのは確かである。同様に反乱はブルジョアジーの利益のためにアンシアン・レジームの体制を崩壊させるのに寄與して革命の成功を助けたが、此は彼等の意志ではないのである。^(一九)

處で他方、若干の經濟的危機の投入が貴族陰謀がたくまれてゐると云ふ思想を奇妙に強めてゐるのであり、其れ故此の經濟的危機が革命の直接的原因に包含さるべきことは論議の余地のない處である。

扱て、經濟的危機は、古代フランスの場合と同様本質的に穀物收穫の減少と相次ぐ不作から結果したが、穀物の大生産地を除き、人々は通例雜穀入のパンで我慢し、革命前夜では比較的に充分であつた。然し一般的に南部は收穫に恵まらず北部と外國に依存し、輸送條件の劣悪と相俟ち全國の平均的な穀物貯藏は困難であつた。

特に端境期の困難は全國的であり、或る程度の持ち越し食料を持つてゐなければ、危險であつた。其れ故、各地方、各縣は常に充分なる量の貯藏を欲して居り、其のため地域的移動も困難で、對外輸出の如きは總生産量の二パーセントに過ぎなかつた。かくして穀物商業は嚴重に統制されてゐた次第なのである。其れ故農民は必ず都市市場に於ける其の売却を規定され、商人は一般消費者の購入した残余しか買入出来ないのである。重農主義

者は一時自由取引を唱へたが実験の結果は失敗であり、一七八七年には再びブリエンヌが其の輸出を試みたが、此れも全く失敗であつた。此の結果八八年夏から八九年七月にかけて穀物価格は騰貴して止む所がなかつたのである。此の危機は次いで全く性格の異なる所の他の危機を伴つたのであつた。即ち数年間に亘り葡萄栽培は異常な

豊作であり価格は暴落してゐたのであるが、此の数多い葡萄栽培者にとつてパン価格の高騰は極度に痛く響いたのである。経済危機の他の成因は穀物收穫の減少であつた。減收は然るにトルコ、ロシヤ戦争に伴ふレバント貿易の途絶、及びヨーロッパの一般的減收に依つて補充されることはなかつたのである。更に此れには英仏通商條約に伴ふフランス織物工業の不振一般的な失業が加はり、一七二六年——四一年に対し、一七八五年——八八年に於ける物価、賃銀の騰貴の比例六五%に対する二二%——に見られる如く——農業危機は工業危機をも惹き起したのであつた。

民衆は此の経済の危機に対し、別箇の見解を持ち、領主、商人、パン屋の独占がパン価格を吊り上げたと考へたものである。

「エコノミストは、屢々自由取引を主張したが其れが縱令、正しいとしても土地所有者、商人を潤すことは明らか

であり、彼等は貧民の不幸は攝理に依るものであり社会の進歩は貧民の犠牲のみにより実現すると、憶面もなく主張したのであつた。

民衆が結局最も單純にして必要欠くべからざる方途と考へたのは、穀物統制への復帰であり、其の嚴重なる実施であつたのである。」

斯くてパン価の高騰と欠乏は穀物市場を中心に生産地にまで及ぶ一般的叛乱運動を促し、更に驚くべき浮浪人——三百万——を発生させた。此の農村に於ける浮浪人に対する恐怖は次いで都市に及び、続いて浮浪人への恐怖と貴族が触発した恐怖の間の連絡が急速に拡つたのであつた。

民衆は此の場合、貴族が独占を促し、第三階級を困らすために穀物を貯蔵してゐると考へていたのであるが、此の経済危機に乗ずる「貴族の陰謀」は第三階級の解放を阻害するのみならず、漸次略奪と殺虐に依つて其の絶滅を計る巨大な機構になつたのである。

感情は今や極度に高まり、ネッケルの罷免が火薬庫に於ける松明の効果を伴つたのであつた。

ネッケル罷免のニュースに引き続いてパリには多くの擾乱が始つたが、之にはフランス正規軍の一部が合流する有様であつた。人々はカミーユ・デムーランを取りまき、

マラーは群衆をポール・ロアイヤルに向け、ダントンはテアトル・フラン・セーズを煽動した。市街は漸次無秩序に陥ると共に、國会は國王の軍隊下に陥つた。然し宮廷の計画が如何なるものであつたか、事態の眞相は一向に不明であつたのである。此處に於いて、軍事的な防衛的反動が急速に起つたのである。パリコンミーンには常置委員会が設けられ、ブルジョアの指揮の下に防衛処置と各区八百名より成る防衛軍の編成が企図された。処置は皆無であり、人々はバスチーユにあると見当をつけたのであつた。扱て、「反革命の神話は囚人解放のため愚かにもバスチーユを攻撃したパリの民衆を描いてゐる」のであるが、実際に其處には囚人はゐないのである。アントアーヌ地区の者は攻撃するため來たのではなく武器、彈薬の配分を管理人に求めに來たのである。バスチーユは突然の攻撃には耐へ得るものであるが守備員は、八十の老兵とフエリウ大尉に率ひられた、三十のスイス兵に過ぎないのである。然し斯る弱点は外部には分つてゐないのであり、バスチーユ攻撃は予測し得ない一聯の事件の結果起つたのであつた。

バスチーユ事件後、一時バイイの市長就任とラファイ

エットの軍司令官の就任に依り事態は靜まり、ルイはネツケルを復職するに至つたが、ルイは完全に幽閉状態にあつた。其のため彼は一時國外逃亡を考へたほどである。然しパリではアルトア伯の陰謀を始め、貴族陰謀の恐怖は絶えなかつた。外國に逃亡する者はアルトア伯、コンデ侯を始めとして急速に増加し、民衆革命の勝利は一向に此の事態を改善しなかつた。此處に於いて革命裁判所、監察委員会の設置が急速に目論まれるに至つたのである。今や陰謀は單なる幻影ではなく一箇の現実になつたのであり、此れは結局に於いて國民公会の恐嚇政治を將來しなければ止まなかつた所のものであつた。將に人々は貴族革命が革命史の鍵の一つであると考へることが出来るのである。

處でネツケルの罷免とバスチーユの陥落は驚くべき反響を地方自治都市に與へた。革命派は殆んど暴力に依らずして行政権を掌握し、アンサン・レジームの地方機構は急速に崩壊した。然し眞にデモクラティな展開がなされるのには時間要したのである。

民衆は革命救濟のため強く團結の必要を知り、更にフランスの自治的再聯合が考へられたに至つた。民衆はこの間、間接税の廢止と、穀物取引の嚴重なる統制を求めたが、國会は直ちに其れを認めなかつた。税金は新税制

が建てられるまでは据え置くことと穀物の國內取引の完全なる自由が其の回答であつた。

其れ故此れは「牛に説教」であつた。地方の都市革命を特徴づける叛乱が其の直接原因として物価騰貴乃至貧窮を持つてゐたのは特徴的であるが、然し此のことは貴族陰謀の恐怖が人々の気持を燃え立たせないと云ふことではない。西部ではイギリスのブレスト侵入を、南東国境ではピエモント軍のドーフィネ進出を、ボルドーではイスパニヤ軍の進入を各自恐れてゐたのであり、地方的パニックは増す一方であつたのである。つまり地方都市はパリと同様、警戒的状態にあつたのであり、人々は大恐怖の前夜にあつたのである。

第四章 農民の革命

第一節 農民

「住民の四分の三を占める農民は七月十四日までは問題にならなかつた。バイヤージュの陳情書も彼等の苦情に就いては明白に言つてゐないのである。然るに彼等は突如、特有の課題を携へて封建制に致命的な打撃を與へたのであつた。其の叛乱は革命の最大の特徴的事実の一つである。^(二二)」

一七八九年に於いて農民の大部分は身分的に自由であ

り、土地所有、労働、訴訟は自由に為し得る所であつた。但しフランス・コンテ、ニヴェルネには、未だ奴隸制があつたのである。然し此れとてもイギリスと異り財産の処分権と相続権を持たないだけのもので、所謂其れは隸農シモルトであつた。

さて、農民の多数は土地所有者であり、其の広さは当該居住地の三〇パーセントに上つた。其の割合は北部では密であり、南部、西部、都市近郊では減少してゐる。此れに対しても充分なる土地を持たない農業プロレタリアートは北ボカージュでは三〇パーセント、ヴエルサイユ近郊では七〇パーセントに上り、全般的に小作^{フルナージュ}或は折半小作の形で生活し所謂農村プロレタリアートの数は僅少であつた。斯くて農民は概ね大小作人、折半小作人、日雇に分つことが出来るのであり、此の中、土地を持たない大小作人^{グラント・マエルミエ}が最も富裕であつたのである。

處で不幸にも大部分の農民は、自活し得るだけの土地を持たず、亦耕作の後退性も其の貧困の重大原因をなしてゐたのである。

北部、東部では土地の細分化と休閑地制が行はれてゐるのであるのに對して西部では、耕地は土地の一部しかなく、全般に二圃乃至三圃制が耕地の半分或は三分の一を荒地にしてゐる状態で、農民は、生活するために現在より遙かに

多大の土地を必要としてゐたのであつた。「十八世紀には農地所有者は殖えてゐたにも拘らず分割は所有区域を狭めて居り、要するにアンシャン・レジーム末期には農業危機が存在してゐたのである。」

扱て、農業プロレタリアートの生活は共有地で行はれ

であるのであるが、貴族は此の地にも封建的権利を及ぼし、彼等の抗議と反抗を受けたのであつた。又折半小作制も物価の六五%高に対して二倍の小作料がとられてゐるため農民には不利であり、耕作人、折半小作人は賃借權のある土地の交換からは何物も得ないのであつた。

即ち既に土地を持つてゐた農民が農地の再分配を支持しなかつたのである。農民は亦タイユとディーム（十分の一税）を仕拂ふ義務を持つてゐたが、前者は労役の形で後者は現物で仕拂はれ一七八九年の物価高騰に際してはタイユは一億二千万に上つた。扱て、封建的な権利に関する點では固有の封建的なものと領主的な其れと区別して見なければならない。前者に属するものはフランフイーフと云はれる特別の賦役であり、後者に属するのが裁判権、狩猟権、製粉権、個人的コルヴエであり、後者の中でも直接土地に向けられるものと身分に対し行使されるものがあつた。

領主的反動の中最も農業プロレタリアートの反抗を受

けたのは共有地としての休閑地の分割、売却であつた。「エコノミストは耕地の改良を阻害した此の共有地を攻撃し、又大部分アリストクラシーに属してゐた土地所有者は此の意見に加担した。共有地の売却に最も利益を得たのは此のアリストクラシーである。」

農民のカイエに依れば多くの封建的、領主的賦課に対する不満が述べられてゐるが、実際には農民の本心を全て言つてゐるのはないのである。亦封建的、権利ディームの廢止に対して全ての農民が同じ利害を持つてゐた訳ではないのである。然しあリストクラシーに対しては都市住民以上に不満を持つて居り、其れ故其れに致命的打撃を與へるに至つたのは自然であつた。

扱て三部会召集に当つて農民は國王が彼等に其の苦情を言はせるやうにすれば、此れは國王が彼等に満足を與へるのを認めることがあると結論した。

然し其れは事態が悪くなる場合に國王、徵稅人及び領主に仕拂ふことであつた。処で自發的に貴族陰謀の思想が生れ、ブルジョアジーの場合より以上の力を持つて其れは伝つたが、其れは農民が封建的権利は貴族にとつて動かし得ないものであることを一千年來の経験に依つて知つてゐたからであつた。三部会の無力と農民に関する全き沈黙はかくで其の陰謀に帰せられたのである。

農民が都市の動向を知つたのは穀物市場に於いてであるが、其処で彼等は都市住民と共に思想に導かれたのであつた。都市の叛乱は農民にとつては合図であつたのである。

経済的危機もブルジョアジーの場合と同様に貴族陰謀を促進し、不作よりする生活困難、膨大な浮浪人の発生は七月十四日以前に各所に地方的パニックを起してゐたのである。「斯くて経済的危機の革命的結果は、二重になつたのである。一つは其れが農民を怒らせ、何よりも先きに農民を賦課金の形で生活資料を取り上げた徴税人と領主に差し向けることであり、他の一つは、貧困を増大した其れが結局貴族の陰謀を考へさせる不安の念を一般化したことであつた」^(二六)処で三月末のプロヴァンスの叛乱を始めとする農民の擾乱はパリのを待つてゐた訳ではなく地方近郊の其れで充分であつた。七月までに至る所で領主、共有地森林への侵入破壊が始つたのである。「彼等の本質的目的の一つは領主権を放棄させること特に規定を採録してゐる文書を焼き棄てることであつた。人身に対する暴行は稀であり犠牲者について言はれてゐることがあつても記録は何等其れを認めてゐないのである。」^(二七)

さて此の運動から信じ難い力を大恐怖は得たのであつ

た。大恐怖は元來地方的恐怖——其の一は政治的危機と結びつてゐる——に発したもので、他面社会経済的事態——浮浪人への恐怖——に根ざしてゐるものであつた。大恐怖の最も特徴的なことは自律的と称される、六個のパニックが多くの潮流を仕立て、其の中若干のものは遠隔の地域までたどり得るものであつたことである。また、他方地域全体を被うやうに分化してゐたことである。

一八四八年のノルマンディーと、一六八八年後のイギリスの場合でも遠隔の地域に及んだのであるが、大恐怖はフランス全体に及んだのであつた。然し現実に大恐怖を知らない地域もあるのであり。ブルターニュ、ロレーヌ、アルサス、下ラングドック、エノはさうであつた。大恐怖を伝播し、煽動したものは明瞭ではないが、「何れにせよ大恐怖が活潑な防衛的反動を起し、農民に武器を取らせ、農民革命を刺戟し、貴族に対する敵対行為を強化したのは疑ふ余地がないのである。」

然し縱令、大恐怖が農民の叛乱を特に強化したにせよ其の原因ではないのである。何故なら叛乱は既に始つてゐるからである。」^(二七)

第一節 人權宣言案と特權階級

民衆革命展開の間、國会は果しない議論を続けたが、憲法委員会は民衆に新秩序の原理を與へ亦バルナーヴの云ふ處の國民のカテシズムを作るためにラ・アイエット、シェース、タルデュ、ムーニエ等の人權宣言言葉を検討した。然るに人權の宣言は特權階級を脅かすものであり、特權階級は自然権は拘束し得ない絶体的のものであるが、法律は制限をなし得るものとして反対した。

特に貴族階級は名譽的特權とフィーフを失ふのを恐れたのである。又都市、農村が特權をもつてゐる限り第三階級の内部にも不満を見出しえないのでなかつたのである。扱て、民衆の革命はブルジョアジーの勝利を確実にしたが此の意味に於いては七月十四日は「神聖」なる革命であつた。

然し権利宣言に関する限り、民衆特に農民とブルジアジーの間は一致して居らず、民衆の感情は自由經濟に反対であり穀物統制への決定的復帰であつた。此の点に關する限り、両者の分裂はラ・ヂカルであつた。処で「法律革命は下級僧侶と自由貴族の協力に依つてのみ勝利を得たのであり此の限りに於いて彼等の特權を全て剝奪するのは慎重を缺いてはゐないであらうか。」^(二八)

宣言に當りタルデュは斯くて封建特權の買戻の方法を示唆し、自由貴族の一人エギヨン候がイニシアティヴを取ることとなつたのである。

かくして、ノアイエ伯はかくて人權宣言に先立ち國会をして封建制度の廢止宣言を行はせる事とし、エギヨン候は買戻の権利は財産であり、財産は神聖なる権利であるとして其れを正当化したのである。要するに身分的ルドヴァンスは補償金なしで廢止されたが實質的なルドヴァンスは買戻されることが宣言されたのであり、財政特權に関しては何等異議はなかつたものである。処で法的觀點よりすれば身分的ルドヴァンスと實質的ルドヴァンスの差別は困難であり、特に十分の一税と長子相続権に関しては論議の岐れる所であつた。ミラボーとシェースは此の点で議会の決定を攻撃したのである。何れにせよ「國会は其の仕事に幻像を抱き過ぎてゐたが、ともかく、其れは數日にして國民の法的統一——アリストクラシと封建制の廢止を伴ふ——を完成し、國王が長い間努力した仕事を全うする光榮を担つたのであつた。」^(二九)

第二節 人 権 宣 言

八月十二日、絶対封建制の打倒を終つた國会は、何物にも遮られることなく宣言の起草に入つたが原案の二十

四ヶ條は十七ヶ條になり、特に社会秩序に対し宗教、道德が、公共的信仰と同様尊敬されるべきであるとする案に關しては、白熱的論議が起つたのである。前文は宣言を「最高存在」の庇護の下に置いてゐるが當時人は宗教に關してはカトリックを信仰してゐたのであり、公共の信仰は其の独占する所であつた。教職者は國会が國家の宗教即ち強制的な特權の存在をも確認すべきことを強く主張した。ミラボーは信仰と意志の自由のために反対し、ラボー・サンエエンヌはプロテスタントの名前で反対した。結局公共の信仰は削除され、第十條は斯くて作られたのである。

扱て、第一條「人は出生及び生存に於いて、自由であり権利に於て平等である」は七月十四日より八月四日至る革命の所業の要約であり、爾余の規定は事實上其の説明註解に過ぎないものである。

第二條はルソーの思想が具体化したものであり、人間の権利は、自由、財産、圧政に対する抵抗であるとされ、更に自由に対し七ヶ條が当てられてゐるのである。シエースに依れば特權が残存すれば自由はないのであるが、平等は手段ではなく、権利に關係してゐるのである。其れ故此れに全員賛意を表した國会が特に此れを規定せず平等に關する條項を設けなかつたのは、意義ある

ことであつた。^(三〇)

宣言は更に政治的結社は人間権利を保持するのを目的として持つてゐることを原則的に呈示した後、政府は個人の財産ではなく全てのものであることを明白に確認してゐるが、此れに關聯して「ムーニュは政府は治められる人の利益に於いて、設けられるものであり、治めるものの其れに依つて作られるべきではないとした。此の結果全ての権威は結社に発し其の支配に服し、其れなくしては権利は基本的保証から離されるものとなるのである。

第三條に規定された國民主権の意味は、斯かるものである。其れ故全ての主権は本来國民に発するものであり如何なる結社も個人も明白に其れに発しない権力は行使しえないのである。かくて法は一般意志の表現であるのであり、又全ての個人は法の形成に參與し得るのである。^(三一)

扱て人権宣言に対し、其の哲學的、抽象的、性格を非難するのは反革命的ボレミツクの常であるが、事実、其の誕生を促した事態は其の痕跡を呈示してゐるのである。國会は其れが体験した具体的事實を慎重に配慮したのであり、其の各規定に依つてフランスは王の財産ではなく、王の恣意は抑殺され不当な逮捕は行はれなくなり法の前に於ける平等と圧政に対する反抗が認められることがとなつたのであつた。「即ち七月十四日の叛乱は正当

化されたのである。オーラールの言ふ如く人権宣言は、本質的にアンシアン・レジームの死亡証書であつた。^(三二)

これが其の前文が、人間権利の輕蔑と無視が社会的不幸、政府の腕敗の唯一の原因であると述べた理由である。條文の宗教的寛容は下級僧侶に対する觀点のみに依つてではなく、カイエの多くが、ユダヤ人とプロスタントに無関心であつたからであり、権利の平等に説き及んだのは、特權が社会的ヒエラルキーに基いてゐるからである。「経済的自由に就いて言つてゐるのはアンシアン・レジームが其れに反対ではなく、ツェルゴーがコルボラシオンを廃止しブリエンヌが凡ゆる障害から穀物商業をとき放したからであり、亦コルボラシオンに関しては第三階級が分れてゐたからでもあつた。更に宣言が結社に関する余り言ひ及んでゐるのは僧侶がその團結を止めようとしたし、官織売買の廃止に依つて司法官のコルプが廃止されようとする場合であつたからである。教育、救貧に關しても、沈黙が守られてゐるのは其れ等は来るべき社会に關はることであり、アンシアン・レジームの破壊には關係のないことだからであつた。」

人権宣言は其の制定者の精神に於いては一時的にせよ本質的な否定的、消極的意味を持つてゐたとしても其れは積極的形式に於て制定されてゐない訳ではないのである。

前言は旧制度を非難して、新しい原理を呈示しているのであるが、此の觀点よりすれば宣言は明らかに現実的なセンスを持つてゐたのである。「過去に關する限り其の解釈は疑問の余地はないが、未決定の儘になつてゐる将来に向つた場合其れは矛盾してゐるのである。憲法のみが此れを決したのであつた。其れについて充分言はれてゐるのは、一般的な言葉で表はされてゐる其の原理が多くの人にとって憲法の條項との論理的矛盾を包含してゐたからである。此れこそ宣言延期が強い潮流になつてゐた理由である。人々は具体的な仕事が終つてから其の相互が完全に調和を保つ様に、宣言の條文を配慮すべきであった。^(三四)更により以上に人々が國会に対して個人に無制限の自由を與へたとする非難も根拠のないものであつた。更に國会が政治的結社の目的として、全体の幸福をかくのを拒否してゐるが、これは市民的、法律的平等の社會的平等への転化を防がうとしてゐることとも考へられるが、此れ等の点に就いての配慮は十分とは思はれない。特に「グレゴールの如き教職者は宣言に義務の宣言を對應させるべきことを要求してゐるのである。権利宣言と義務宣言は双務的であり、自由の権利は必然的に他者を尊敬する義務を含んでゐると言はれるが

当時制定者が不安の念を持つてゐなかつたことも確である。此れは人の言ふように彼等がルソーを読んで人間を本然的に善と信じたと言ふことではない。彼等は想像以上によりレアリストであつた。然も彼等はエネルギーに満ち溢れ、世界を形成しようとする勝ち誇れる階級を代表してゐた。ブルジョアジーは自然法と神意に則つて自身を疑はず自分の認めた階級も疑はず、常に人類の幸福と進歩を確実にするよう運命づけられたのである。

警告は單に不信の念を惹き起すだけであつた。然も警告は根拠のないものではなかつた。ブルジョアジーの観点からすればシェースが権利の平等と手段の平等の間に設けた区別をとることが適切であつたのである。此れ等の考察なくして、又歴史的事態を考慮することなくして哲学的見地より検討された人権宣言は、オーラールが認めた如く其の場合其れは常に社会的意義に於いてまさしく解釈されたものである。此れは事実さうなるに至つたのであつた。他方個人の自由は他の市民に対し、双務的義務を含んでゐるとしても、宣言に於いては國民共同体に対する全ての義務が、如何なるものであるかを全く言つてゐないのである。疑もなく法律は危急の場合人権の行使を制限してそれをなし得るのであるが、其の制限の範囲に關しては、其の判定者は共同体其れ自身であ

ることを考慮して、事態に應じて変化することを言ふべきであつた。歴史的事態は此缺陷を曝露したのである。
（三五）
然しこれには崩壊過程にある貴族、其の他の微妙な政治的情勢が考慮されてゐたからであり、亦第三階級の本來的な義務に關する考慮が加へられてゐるからである。

最も重要なことは人権宣言と國会の憲法上の概念の間に起つた矛盾であつた。即ち人権宣言第四條は全市民の立法參與を認め第十四條は普通選挙を認めてゐるのであるが、一七九一年憲法は、立法部の絶体的権力と其の憲法改正のイニシアティヴを認めて居り然も國会は能動受動の別をなしたのである。斯様なことはシェースの如く予め規定を定めて置けば混乱を避け得たのである。——ギゾー、ロアイユ・コラールの言ふ如く若干の能力の保証を定めて置けば。——然しどモクラティックな運動が生じてゐないためブルジョアジーは充分なる思慮を以つて其の思想の表現をなし得なかつたのである。と云ふのは、其の政治的優越が危くなることは洞察し得ないからであり、アメリカ人も普通選挙に結論を下し兼ねてゐたからである。何れにせよ斯る矛盾の排除は実際に歴史のコースを止め得ないのであらう。旧制度の破壊のために戦つた民衆は既に封建制の廢止を強行した。換言すれば、民衆が人間の法の前に於ける平等を宣言した宣言の名に於いて

投票を自ら全く断念すると考へることは空想的なことである。然し、ブルジョアジーの断乎たる決意に依つて宣言は政治的デモクラシーと、社会的デモクラシーのチャーターに為り得たのであつた。と云ふのは宣言は経済的統制を非難もしてゐないし、財産権も規定してゐないからである。

第六章 十月事件

第一節 ルイ十六世の消極的抵抗

さて、ルイ十六世は八月四日に引き続く法令の批准を拒み消極的な反抗を試みた。ブルジョアジーは此れに対し其の批准を得る目的で立法に於ける拒否権を認めようとしたが、然し國王は此れさへ受け容れなかつたのであつた。「若しもルイ十六世が、無條件で既成事実を受け容れる者と代へられてゐたならば憲法問題は生じなかつたであらう。これが不可能な場合、民衆の新しい運動に依つて、王朝を圧迫する以外方法は残つてゐなかつたのである。斯かることが「十月事件」の起因である。^(三六)」

第二節 革命派の分裂 二院制と拒否権

國王の抵抗は明らかに革命派の分裂に促進されたものであつた。革命派の中の民衆革命の進展を喜ばない者は革命の展開を抑止するグループを漸次結成したのである。

る。彼等が考へたのは國王貴族の態居の融和を計るイギリス流の二院制と方法に於ける絶体的拒否権であつた。

此の派には、ラリー・トランダール、クレルモントンヌウール並びにマルエ更にバルナーヴと別れたムニエが加つた。シェースも行政権の強化に賛成であつた。彼は上院について言及しなかつたがディームの封建的権利の廢止を非難し、やがて教会財産の國有化を攻撃したのであつた。斯くてシェースは第三階級の鼓吹者たることを止めたのである。

革命派の大半——ポール・ラメト兄弟——は上院制を押してゐたが、ライエットは極力其の分裂の阻止に努めたのであつた。其れは結局無為に終つたが上院制も國会の承認を受けなかつたのである。國王拒否権は結局國会が三度連続して法案を覆せば無効になるものであつたが、此れは認められたのであつた。然るにルイ十六世は八月の法令を裁可しなかつたのであり、革命派は瞞着されてゐるのを知つたのである。此れも十月革命の原因の一つであつた。

かくて第二の革命の死亡証書はルースタロの云ふ如く不可避的であつたが、より以上の困難を避けるために國王のパリ移転が希まれたのである。然し國王のパリ居住に關しては國会は決めなかつたのである。唯、民衆の

運動のみがアンシャン・レジームの崩壊を決定づけることが出来たのであつた。」^(三七)

第三節 民衆の示威

さて、パリ市長バイイは先分に其の権力を行使することが出来なかつた。と云ふのはダントンのコルドリエ・クラブを始めとする六十のディストリクト、パリ・コンミューの総会が実質的に自治権を行使してゐたからである。此の結果革命の指導者、ジャーナリストは存分に活動出来たのであつた。

ゴルサスの「パリ通信」、ルースタロの「パリの革命」及びブリッソーの「フランスの愛國者」は七月以来定期的に表はれたものであるが、中でもマラーの「人民の友」が宮廷貴族を攻撃すると同時にネッケル、バイイ、ラファイエットへの痛烈な非難を表明した独立不羈な精神は、貧民と圧迫された者の問題を擁護する実質的な支柱として下層階級の間で圧倒的な支持を得てゐたのである。カミュ・デムーランは新聞を持つてゐないが七月には「自由フランス『九月にはパリ人への龜燈演説』」を発行した。八月末の二院制と拒否権は再び暴動を刺激し、國会に反対をするためヴェルサイユ行進の動きが頭をもたげてゐた。要するに民衆にとつては法律的論議は縁なきもので

あり、拒否権の問題が民衆を刺激したのも、民衆が其れを以つて革命を阻止する手段と見做し、新しい貴族陰謀のシンボルとして考へたからである。

他方國王は秩序維持のためドゥエからフランドル聯隊を召集し、國民衛兵とディストリクトの間に人々は七月十四日と同じ危険を見出したのである。ラファイエットは傭兵を編成し國民衛兵に繰入れたが此れには一定の基準がたてられてゐた。何れにせよ國民衛兵の関心が貴族に對する第三階級の勝利を確實にすることになつたのは確かである。抑もパリの民衆指導者と國会の革命派の内に提携があつたのは事実であり、亦オルレアン公の國王追放の策謀もあつたことも事実である。ラファイエットは斯る困難な軍事的、政治的状勢下で叛乱の唯一の調停者と見られたが、人も知る如く彼の持味にはマキアベリ的洗鍊さがなかつたのである。

さて、政治的情勢が十月革命の本質的原因であるとしても七月の場合と同様な考案が此れに加はるのである。即ち経済的危機がなくしてが事態がかくも深刻になつたとは考へられない。物資の欠乏と物価の騰貴が女のヴェルサイユ行進を促したのであつた。

亦大規模な失業がめ起ると共に、貴族、外人、金持は殆どパリ退去し二十万からのバス・ポートが発行された。

亦預金はイギリス、オランダに振向かれると同時に輸出は止み、手工業は活動を停止するに至つた。都市、農村の穀物貯蔵が始りパン屋の行列が始つたのも此れによるのである。労働者は賃銀値上の示威行進を開始し、独占者への攻撃を始めたが、今やヴェルサイユへ行進し、貴族陰謀を粉碎し國王、大臣を捕へることが民衆の困苦の救済手段のやうに思はれた。再び經濟的危機と政治的危機が其の効果を増したのである。

第四節 十月事件

十月革命は十月一日宫廷の無思慮な事件を合図として起つた。宴会に於ける國民の帽章の侮辱と宫廷婦人のオーストラリヤ宫廷の黒の帽章の佩用が其れであつた。パンを求める民衆は市廳で何物も與へられず直ちにヴェルサイユは向つたが、民衆が此の行進で最後に得たものはパンならぬ八月法令の批准であつたのである。國会の革命派は此の事件から本質的な利益——國王が立憲的決議を受け容れ國王の裁可が法令批准に必要になる——を獲得した。民衆運動は再び法律革命の成果を確保したのである。

「人々は革命が始まつたばかりとは思つて居らず、民衆の感情はまさしく裏切られなかつたのである。八月法令の批准を得た十月の事件はアンシアンレジームの最期を

確認し、何物も其れを復活することは出来なかつた。少くとも一七八九年の革命は終つたのである。^(三八)

結論

「一七八九年の革命は先づ絶対王朝の没落と代議政体に依つて爾後保証された自由の隆臨に成立する。此の点に於いて人々は、第三階級と同様特權階級が憲法と個人権利の尊敬を要求した故其のが國民的革命であつたのを疑ひ得ないのである。然し此れは法の前に於ける平等の君臨であり、自由は其れなくしては事実上權力者のための他の特權に過ぎないであらう。一七八九年のフランス人にとっては自由と平等は同一の事態に対する二様の言葉であり不可分のものであるが、彼等が選択を必要とした時に何より先きに採つたのは平等である。

農民が自由を歓迎する際彼等が考へてゐたのは一市民の列に落ちた領主の權力の消滅即ち平等であり^(三九)「權利に於いて自由、平等になつたフランスは自發的な同意に依つて新たに不可分な一箇の國家を創つた」一七八九年の革命の此の第三番目の性格は少からず獨創的である。民衆が自分自身を処理する能力を持ち、其の自由に表明された、同意なくして他國に併合され得ないと云ふ確信は汲み尽し得ない影響を世界に拡げたのである。更に一七

八九年の人々には人間及び市民の権利がフランス人のみに留保されてゐると云ふ考へは起らなかつたのである。クリスト教は人間の内に区別を設けなかつたのであり、彼等を全く兄弟の如く神の國に際会するやうに呼びかけたのであつた。同様に革命派は自由と平等を人類の共有財産と考へたのであつた。諸國民が彼等の例に倣ふと夢想した彼等は一時、自由になつた諸國民は永久に宇宙的平和の中に融合することを夢見たのであつた。法律家の精神に於いて革命は平和的たるべきものであつた。事實其の本質的所産は、八月四日の諸法令と人間宣言の中に記録されてゐるのが見出されるのである。然し事件を其記錄されたバック・グラントに投入して、此れ等の法的下キメントを引立たせるのは見戯に類することであらう。^(四〇) 国会はブーキーを認める如く叛乱なくしては何事もなし得なかつたのである。アン・シャン・レジームは法律革命の前に屈服したのでなく、暴力に訴へることに依つてのみ倒されたのである。「力に訴へることが原則的に問題であるかどうかは歴史家は知ることは出来ない。唯知り得ることは一七八九年の春、フランスの民衆は其れを考へて居らず二年前にはレジームが其の最期に近づいてゐると云ふ疑を持つてゐなかつたことである。」^(四一) 「一七八九年と云ふ年は貴族が單なる市民になるのを受

け容れたコースに於ける展開の第一歩になり得るであらうか。此れは可能である。然し研究室の実験と同様に歴史を再現し得ない限り意見は常に分れるのである。

何れにせよ必要な決定が適宜行はれず、宮廷がアリストクラシーを守る為に暴力に訴へ、斯くして問題が其の全貌を呈示したことが問題なのである。壁に打ちつけられた第三階級は抵抗と降服の何れかを選ばなければならなかつたのであつた。^(四二) 其れ故第三階級が和解しない決心をしてゐる限り、事實上叛乱は必然的になつたのであつた「叛徒は其の危険を知つてゐたのである。彼等の生命を危機にさらし、永久の隸属より死を選んだ其の決意は彼等の大膽、勇氣、犠牲的精神なくしては何物も説明しえないのである。革命的行動は精神の領域から発したのであつた」^(四三) 然し若干の動機が、フランス人を極度のデレンマに追ひ込む作用をしたのは云ふまでもない。吾々に其れを識別するのを企てたのである。——即ち階級の利害、個人的利害、傲慢、民衆の困難、哲学的宣伝が個人に依つては違つた割合で、第三階級に奇妙な複雑な連帶精神を設けるのに寄與し、全体として考へると其れは本質的に貴族陰謀の信仰に依つて導かれたものであり、次いで其れは七月の事件を特徴づけた熱情的な感情——恐怖、鬪志、復讐の掲げ——を生み出したのであつた。拟

て、革命的複雑性は解き放すことは出来ないものである。

「此の意味に於いて革命は一つのブロックであると云つたクレマンソーは正しいのである。モラリストは当然ヒロイズムを賞讃し残虐を非難するのであるが、彼等は事実を説明しないのである。」^(四四)民衆の暴力なくして國会は領主制を伐り倒したが然し其れが決定的打撃を與へたかどうか疑はしいのである。農民は自分自身で自己を解放したが、國会は其れがなしたことの確認したに過ぎないのである。貴族は革命に徹底的な憎しみを捧げ。間もなく一つの現実として貴族陰謀が表はれたのであるが、其れは次いでより暴力的な反動——九月虐殺と恐嚇——を惹き起した。國王を退け得ない國会は行政権を剥奪され、最後には独裁の脅威に面する窮境に追ひ込まれたのであつた。さて民衆が其の干涉に依つて國会を救つたにせよ民衆が完全にブルジョアジー思想の共有に與つたと思ふのは誤りである。民衆は各々特有の動機をもつてゐたのであつた。より一般的見地よりすれば権利平等宣言は手段の不平等を明らかにした。これは一部には富の不平等から結果したものであるが、所有者とプロレタリアートの間の政治的社會的紛争は表はれなかつたのである。其れは革命をデモクラシーに導き、十年後にはブルジョアジーに名士の優越を回復するために軍事的独裁に訴へる

のを決意させたものであつた。^(四五)

「一七八九年八月二十六日にブルジョアジーが新しい社會の基を直いた明かである。一七八九年の革命にして若くものは事実此の基本的チャーターを廻る一八三〇年までに至る一つの長い戦いとして要約出来るのである。人間及び市民の権利宣言は斯くして革命全体の化身として立つてゐるのである。^(四六)從来此の宣言の獨創性を錯定するためには多くの努力が拂はれて來たのであるが、アメリカ、ヴァーデニアの其れとの間に内容並びに精神に亘つての一致があることは確かである。然しそれなくしては宣言がなされなかつたと云ふ訳ではないのである。十八世紀の吾國の全ての哲学的運動はかゝる一箇の所業を指向してゐたのである。アメリカとフランスはブルジョアジーの優越を賣らす一方西欧文明の發展を結果した所の共通の思想を構成した同じ思想潮流への貢献を為したのであつた。^(四七)数世代を通じてクリストに形成せられ、然も尙古代思想の繼承者である西欧世界は多くの変転を通じて其の努力を人格の解放に差し向けたのである。

教会は人類に對し其の救済とパラダイス入國に全能力を没入させるためにのみ個人を擁護した。十六世紀より十八世紀に至る哲學者は自然の支配者になるために、

且亦其の種族を造化の王妃にするために、其の地上の繁栄を阻んでゐる鎖りを人間に自ら解き放すやうに提議した。然し教会の思想と其の思想が如何に異つてゐても尙哲学者の思想は、其事が人格の優れた尊厳を認め其れに尊敬を求める、不可侵的な自然権を賦與し、國家の權威に對して此れ等の權利を保護し、個人をして自ら尊敬に価ひせしめるのを助ける以外の目的を與へないことに於いては教会の思想と一つのものである。他方同じ主権者の靈感を受けた西欧世界は人間の統一を止むことなく確認し続け、教会は人種、言語、國民の区別なく全ての人間に救済を約束した。此のユニベルサリズムに哲学者は忠実であつたのである。彼等はクリスト教共同社会の思想を世俗化したが、其れを存続したのであつた。人権宣言は此の二つの事実を享けてゐるのである。宣言にとつて自律的な自由な個人は社会的組織の、國家の最高の目的であり、人間の中に其れは選ばれた民族、もパリサイ人も認めなかつたのである。地上を通じて宣言は善意の人々に訴へたのであつた。^(四七)

「他の吾々の時代に絶えず起つてくる批判は人権宣言が一つの階級の犠牲に於いて他の階級——ブルジョアジーの利益を計り、かくして共同社会を崩壊状態に陥れる混乱を惹起すると云ふことである。事実、人権宣言は人間の権利の中に財産権を掲げてゐるのであり、其の制定者は実際に当時あつた所のものを考へてゐたのであるが、何であらうか。其れは吾々と同じ様に人間であらうか。

縱令さうだとしても、其れは吾々のやうな人間ではないのである。他方其れは事態の變化を考慮してゐない訳ではないのである。此れ等の反対は宣言と法典を混同した場合以外には批判の余地のないものである。其れは積極的立法ではなくして道徳的格率であり、吾々は其れに拘束されてゐるのである。然し道徳は特定の場合に於ける吾々の行動は如何になすべきかを規定して居らず、其れをモラリスト乃至は鑑定人に委せてゐるのである。人権宣言も同様人間の権利を求めてゐるが、其れは事態に應じて変化し得る法律に委任してゐるのである。グー・ダルシーはロベスピエールに先んじて戦時は平時と同様治めるべきではないと云つてゐる。「此れ等の宣言に盛られた権利は事態に應ずる相対的のものである。其れ故宣言は一箇の實現せらるべき理想であり、意志の方向である」^(四八)

意味に於いてであつた。此れは自然に、土地と他の労働手段——資本——の掌握者が腕と知能しかない者の事実上の主君になると云ふことである。更に人々は財産の相続に依つて害悪が増大するにつけ加へ、宣言を資本主義を無制限に發展させ、かくてプロレタリアートを其れに対抗させることに依つて暴力的な絶えざる新しい階級闘争を齎したとして非難するのである。^(四九)「反対に斯かる力を國家に対して否認した人は、自由放任と万病薬としての無制限の競走を考へ、且つ財産を使用及び濫用の絶対権の下に考へた所の制定者の概念を借りて、其れを説明することに依つて其の宣言を主張するのに成功したのである。」此處に於いて、此れに應へるには制定者自身に帰らなければならぬのである。彼等は資本主義が動き出し始め、欠乏と飢餓を救ふために、生産の發度が本質的目的であるやうに思はれた社会を眼前に見つめてゐたのである。即ち貧民を慮つてゐる人々にとつて、各人が自活の様に思はれたのである。このサン・キヨットの思想である理想は十九世紀に入つてまさしく生きてゐるのである。実験は此れ等の希望を証明しなかつたのであるが、一七八九年以前に於いてさへも、既にルソーはデモクラシーは富の極端なる不平等とは相容れないと考へてゐる。

「最後に宣言に依つて法は市民の意志に過ぎないと反対する人がある。然し多數派が少數派を圧迫し、共通の利益のため必要なる犠牲——戦時には生命までも——を承認しない場合、國家はどうなるであらうか。共同体は其れを構成する市民と合致しない、何故ならば其れは共同体が彼等に教職的に盤居するからであり、其れなくしては彼等は存在し得ないであらうからと、人々は云ふのであるが此れが、實際に具現するのは國家に於いてであるが、従つて其れは一時限りの市民の意志に頼り得ないのであり、かくして彼等を強制し得るのである。此の考へを以つて吾々が旧制度の個人的アソリューティズムに帰つてゆくのを云ふ必要は殆んどないのである。何故ならば國家は総令如何に云はれようとも、此の場合彼等自身に其の命令を與へる個人の人格に於ける以外に於いては、其れ自身實質的存在にはなり得ないものであるから

である。亦此の組織が個人を國家に対する手段にし、凡ゆる自由と凡ゆる自治を奪ふことに於いて、人権宣言と全く相容れないことも指摘するまでもない。然し此れ等の回答は困難を除去しないのである。宣言が其の本質に於いては全く相異してゐるのであるがアブソリューティズムと独裁を含んでゐるのは明白なる事実である。市民は其の責任は対決しなければならない。自治の権利を賦與された市民にして若しも相互に其の権利を濫用し、亦特に個人的エゴイズムに依つて、共國体の福祉の保証を拒むならば、共同体は倒壊し、其れと共に自由も倒れて仕舞ふであらう。其れ故吾々は此處で人権宣言の最も深い意味に到達するのである。此れは意志の方向であり、従つて其れは市民自身に於ける意志即ち批判的精神、言葉の固有の意味に於けるパトリオティズム、他人の権利の尊敬、國民共同体への理性的帰依、モンテスキュー、ルソー、ロベスピエール謂ふ所のヴェルチュ(德)を求めてゐるのである。ロベスピエールは一七九一年に、共和國の精神「其れはヴェルチュであり、祖國の愛であり一般的利益に全ての利益を混融する寛い帰依である」と書いてゐる。人権宣言は其れ故、人間の権利を求めるに於いて、自由に承認された訓練、必要あらば犠牲、道徳的教養、並びにエスプリに自發的に訴へてゐるのである。自由は決

して自由放任への亦無責任な権力への誘因ではないのである。亦其れは努力と労働の反対給付のない無責任な致富の約束でもないのである。反対に其れは勤勉、継続的努力、嚴重なる自己制御、水綱的犠牲、市民的、個人的ヴェルチュを要求する。其れ故奴隸として生きるより自由人として生きることはより困難である。此れが人間がかくも屢々自由を断念した理由であつた、何故ならば自由は、クリスチャンの自由が聖き生活への誘因である如く、勇氣とヒロイズムの生活への誘因である。^(五二)

——革命史家としてのルフェーヴル教授——

「八九年」は最後に若きフランスの青年に呼びかけ。革命の所業を遺し、祖先の精神の回歴と自由への力強き要請を以つて終りを告げてゐる。(補註二)本書「八九年」が單なる史実の解説書乃至は史実の詔介書でないことは明らかである。其れは史実の解明を通じて、革命の全貌を否、「革命の哲学」^(五三)を明白にしようとするものであり、頭初から一貫して革命の原動力を精神の領域に求めようとする願望に依つて貫かれてゐるものである。換言すれば、革命の哲学を史実の解明を手がかりとして人権宣言の中構想しようとしたものであり、其の優れた史的感覺と鋭い分析力はよく其の目的を達したのであつた。

本書の基本的構成、思想的背景、及び史的方法に就い

ては批判の余地があるのは確である。特にルフェーヴル

を以つて「尙且ブルジョア・デモクラシーの枠内から抜け切らない」とするダニエル・グランの如き立場に依る者には異論の多い所であらうと思はれる。然し本書の如く自由と西欧文化に異状とも思はれる情熱を感じさせるものは稀であり、此の意味に於いては本書はヨーロッパ文化の帰趨に关心を持つ人々に適切を要請して止まない、「希望と激励」の書であると云ふことが出来るのである。亦斯かる希望と要請は其の儘、直ちに吾々の現代的課題でなければならない。言ふまでもなく本書の學問的批判は吾々の能力を遙かに超えた問題であり、此處では英訳者パームー教授の英訳本に於ける序文及びグラン氏の批判を詔介して其のフランス革命史界に於ける地位を窺ふことゝし残る課題は後日の検討に委せたいと考へるのである。

パームー教授は先づ「二十世紀の現在に於いても、尙フランス革命の現代的意義は失はれて居らず、其の近代國家建設に果した役割は不朽であり、亦革命のパラドックスは其の儘現代に於いても、パラドックスであるとして革命研究の現代的意義が、尙まだ多く存することを強調し、次いでルエーヴルの革命史研究に於けるバイオニア的役割をオーラール、マチエと対比しつゝして本論に

入るのである。

パームー教授はルフェーヴルの位置づけを為すに当つては革命研究に於ける解釈の相異の存在に着眼し、其れを手がかりとして論議を展開するのであるが、此の場合先づ其の解釈の相異を来たさしめた根本的課題が問はれるのである。其の問題とは、革命は必要であつたか否か必要であれば、如何なる程度に於いて必要であつたかと云ふことである。以下此れを手がかりとして教授の所論を一括して詔介することゝとしたい。

「扱て、此の場合革命は必要ではない、何故ならばアンシャンレジームは満足すべき社会であつたからとする代表的人物はエドモンド・バークである。最初に彼の説は多くの共鳴を得たのであるが、然し其の者は如何なるものが如何なる方法に依つて、一七八九年の危機が当該制度の枠内で解決し得られるかと言ふ課題に対しては、極めてネガティヴな回答しかなし得なかつたのであり、此の点に於いてバーク一派は一つの限定を持つてゐたものであった。

此れと対極的な極端な説は革命は、テニスコートの誓より一七九四年の大恐怖まで全て必要であつたと言ふ主張である。其れに依れば、事件の全聯関は共に立つか倒れるかするの處の一つのプロツクであり、革命の全て

の波は、アン・シャン・レジームへの逆行を防ぐのに必要であつたのであり、其処には何等行過ぎはなかつたと云ふのである。然し此の説は革命のリーダーも認めてゐる如く、立証するには不可能であり、亦確かに行過ぎの運動は新しく勃興した、革命派の指導する反革命的行動を発生させたのである。此処に於いて両派の主張に対し種々の中間的立場が存在し得る余地が出てくる訳があるが、其の中には初期の段階は賢明で建設的であり、後期の其ものは滅亡的で狂熱的であるとするものもあるのである。

全般的に言つて、革命が全部或は一部的に必要であつたとする主張は、其れ自身を自己防衛の主張——革命派は反対派の脅威を恐れるが故に、斯くしなければならなかつたとする——に表はしてゐるのであり、反対に革命に於ける比較的に保守的因素——一七八九年に於ける國王或は貴族、及び一七九三——四年のジロンド或はダントン派——と云はれるものに同情を寄せるものは亦必要と自己防衛の主張に通じてゐるのである。換言すれば此れ等の諸要素は左翼の不当な反政治的な不必要的挑戦に反撥しなければならなかつたと言つてゐるやうに思はれるのである。

此れに關聯する必然とは、超人間的な決定論乃至は立証し得ない辨証法の課する必然を意味してゐないのである。

十八世紀フランスに政治的デモクラシーの一種を導入するのを試みるのを賢明な正統なことゝ人が考へる限り其の人は、余の判断に於いては、一七九四年の独裁に至る革命派のとつた全ての行動を必要なものと見做さねばなりません。寧ろ其れは権力の自由と相容れる必然であり、且亦斯く斯くの目的達成のために、斯くの如くしなければならないとする方式に示される判断、目的、政策から流露する所の必要である。亦其れは目的を意図する者は其の達成のための手段を意志しなければならない処の、或は手段にして受容し難いものであるならば、対象を変へなければならぬとする処の実際生活に親しい必要があり、此れこそフランス革命に於いて實質的に生起したことであつたのである。一七八九年の多くのフランス人は同じ目的に與つてゐたのであるが、其の目的を飽くまで保持し続けようとしたものは、彼等が嫌惡してゐた手段をとらなければならなかつたのであり——例へばロベスピエールは恐怖を好んでゐないのであるが——他方手段を遅かれ早かれ受け容れられないものは、其の目的を変へなければ、即ち革命に刀向はねばならなかつたのである。必然的であると言ふ点に就いての意見の相異は、斯くて如何なる対象が、正統的であるかと云ふ問題に転化するのである。

十八世紀フランスに政治的デモクラシーの一種を導入するのを試みるのを賢明な正統なことゝ人が考へる限り其の人は、余の判断に於いては、一七九四年の独裁に至る革命派のとつた全ての行動を必要なものと見做さねば

ならないのである。

反対に此れ等の手段階程を不必要なものとし、行過ぎと考へるものは当時のフランスの政治的デモクラシーの目的は間違つたものであり、不可能であると見なければならない。一七八九年のフランスに対する賢明な可能性ある正当なる政策は、貴族階級の構成及び既存の教会を維持することであり、それ故革命全体は始めから不責任な極端主義の不必要的爆発であつたとするバークの理論は此の方向にある訳である。

ロベスピエールとバークに依つて代表される二極の視点は到底和解の余地を残してゐないのである。此れは問題が政策の問題であるからであるが、政策の問題はドグマではなく亦ドグマの問題であるべきではないのであるより具体的に云へば、現代の革命史家はテーヌ・オーラール・マチイエの名に依つて象徴されるとも言へよう。

七十年前にかかる革命史で多くの追随者を得たテーヌは一八七一年のコンムミーンで少からず打撃を受け、フランスを脅かす革命的伝説を抑圧しようと努力したのである。彼は革命を以つて國民の直面する問題の解決には余りにも貧弱な不必要的解決と見なし、少數者の計画的な役割と革命派の夢想的性格を強調したのであつた。此に対しオーラールは四十余年以前の大作に於いて第三共和

國の公けのアボロジストとして表はれ、第三共和国の利益が達成されるのに必要な段階を認めたのである。更に彼は革命を以つて如何なる善意の人々にも反対し得ないやうな、自由な人間的な思想に富み、本質的には平和なセシシブルな運動と考へてテーヌを否認しようとしたのである。換言すればオーラールに於いては物質的、暴力的モチーフは貴族の側を除いては殆んど表はれてゐないのであり、例へ表はれても純粹な防衛的理由を持つて表はれてゐるのであり、其して暴民は常に民衆であつたのである。全般的にはオーラールは高尚な政治的目的を目指してゐたものと言へよう。又彼はブルジョアジーに好意を持つてゐる訳でもないのである。さりとて労働階級に興みしてゐないのである。経済双び階級についても誌す所は少いのである。然し彼は猛烈な反僧主義者であり教会を以つて、不俱載天の敵としてゐるのである。

オーラールに対しマテエは凡ゆる点で対遮的であり、且相異してゐるのである。一九三二年の死に至る三十年間の著作活動に於いて、彼は常に労働階級——左翼——の味方であつた。彼は当時の第三階級の多くの政治家を以つて余りにも腐敗し、余りにも僭倨的奢威の死馬を鞭打つものとし、且亦労働階級を救ふのに事をなすのには余りにも遅いものと見做し、此れ等の同じ缺点を革命の中

に見出したのである。

彼は亦腐敗に対する果敢な闘争を行ひ、極端な反クリスト教運動を展開した革命派を理想化し、ロベスピエールを公然支持したのである。

ロベスピエールの政治は、マティエに取つては要するにフランスに正しいデモクラシーを導入するのに必要であったのである。

第一次大戦とロシア革命後、マティエの目は経済的條件、物価の変動、階級間の反目に注がれ、恐嚇政治は一九一四一一八年の其れとは異らない戦時緊急の政治として、捕へられたのが、フランス革命に於ける多くの問題をプロレタリアートとブルジョアジーとの闘争に於いて解決しようとする彼の傾向が幾多の追随者を得てゐるのは周知の處である。

さて、ジヨルジュ・ルフェーヴルはマティエの同時代の人であるが、マティエの追随者でもなければオーラールの門下でもない。オーラールとマティエの有名な論争の間に於いて彼は独自の歩みを続けてゐたのである。

ルフェーヴルの考へがリパブリカン派に属するのは確かであるが、彼に偉大な影響を與へたのは、社会主義的歴史家にして同時に政治家であるジャン・ジョレスである。ルフェーヴルに対しても賞讃が捧げられて好い理

由は、彼が意見の分れた多くの問題に合理的な解決を考へたと云ふ点にあるのである。

彼は徹底した詳細な具体的な事象に基き、比肩し得ない学位論文（革命に於けるノール県の農民）と農業問題に關する特殊研究をものしたのであるが、これを読むことは其の儒革命自身に入り込むことにもなるのである。

本書は僅かに革命初期の段階を対象としてゐるのに過ぎないのであるが、明らかに革命全体が扱はれてゐるのであり、又斯くして意見の異なる全ての問題にも触れてゐるのであるが、其の呈示した回答は恐らく最も頑固な人々をも説得しなければ止まらないものであらう。

ルフェーヴルは革命が必然的であつたのを否定してゐないのであるが、亦革命が斯くも進行するのが必要であつたかどうかに就いての意見が分れてゐるのも認めてゐるのである。

ルフェーヴルは次いで革命に於いて貴族を始め各派が各々特有の動機に依つて革命的イニシアティヴをとつたことを認めると共に、少數の者に依つて革命が推進された事實を認め、如何なる政治運動に於いても必ず指導者ははあるものであるが、フランス革命に於いては最初貴族に依つて行はれた処に其の特徴があるとしてゐるのである。民衆の暴力行動に就いては、彼はオーラールと異

り、其れをもつて政治家に勇氣を與へ、民衆自体では理解出来ない思想の受容を可能ならしめたものとして、テヌの見解に近いものを表明し、更に明瞭に民衆暴力がフランス人の解放に寄與したことを主張してゐるのである。但し暴力の使用が本質的には防衛的であつたとする点に就いてはルフェーヴルはオーラールに稍接近してゐるのである。

本書に於いて窺へる如く、ルフェーヴルが最も貢献したのは社会階級の明白な概念であり、各社会階級相互の利害の衝突はより大きい、より錯綜してゐる構造の單なる一部として扱はれてゐるのである。農民間に於ける階層分化、ブルジョアと労働階級の未分化の検討分析を通ずる階級相互に於ける利害対立に關しては、本書以上に明瞭に扱はれてゐるものは恐らくないであらう。

ルフェーヴルにとつて次いで関心を惹いてゐたものは「階級の鬭争」ではなく、絶対王朝を倒し且個人的權利を保証する代議政体を要求するため貴族の指導の下に如何に全ての階級が結合したかと云う問題であるが、ルフェーヴルは其れを呈するのに完全に成功したのであつた。

貴族の脱落、ブルジョアジーの擡頭は其の結合自体から必然的に生じたものである。

ブルジョアジーは最後に一つの体制を作り上げるが、

其れは階級支配の道具ではなく全てのものに何物かを興へるものを持たぬのである。其れは又其れが興へた自由の故により、充分な社会的公正の実現を計る新しい階級を必然的に勃興させることとなつたのである。

此れには、人権宣言の大きな歴史性、高い自然権哲学の水準が寄與し得てゐるのは勿論である。

革命は勃発すると同時に人間を現實にし、階級民族國家を第二義的なものとし、クリスト教と同様全ての者に其れ自身を呈示した。ルフェーヴルは斯く考へることに依つて、斯くクリスト教との親近性を見ることに於いて確固たるデモクラトトであると共に亦反僧的、反宗教的ではなかつたのである。

要するにルフェーヴルに取つては、一七八九年の革命が如何なるパリサイ的階級、民族、國家を知らず、しかも若しも受け容れられゝば原則的に全ての人間が平和に生活し相互に平等に其の權威を認め合ふ所の、ユニバーサルな哲学を形成したことが大きな榮誉であり誇りであつたのである。^(五三)

以上のパーム教授の所論に依つて本書の、亦ルフェーヴル教授の革命史学界に占める位置は明らかである。処で先きに「ファシズムと独占資本」を表はし、最近「第一共和制下の諸階級の鬭争」^(五四)をものされたダニエル・グラ

ン氏の所説は全く其の観点を相異するとは言へ独自の主張に満ちて居り、ルフエーヴルの位置を別箇の視点より印刻してゐるのである。紙数の都合上其の全部を採録出来ないのは遺憾であるが、一部を以つて其の一斑を窺ふことゝし、併せて此れに對するルフエーヴル教授の駁論を記して教授の所論の根柢を明白にし同時にフランス史学界の動向を探るよすがとしたい。

「マティエがオーラールから稍離れてゐたと同じく、マ

チイエの弟子にして、後継者であるジョルジュ・ルフエーヴル氏も其の師から稍離れてゐるのである。然し彼と云へども尙且ブルジョア・デモクラシーの塔から解き放れてゐる訳ではないのである。彼がマチエから離れ且つ官学の道を外れてゐる、ポイントを判定したのは非常な慎重さと厚いヴェールを被せられた形式に於いてである。吾々は彼の努力に敬意を表さなくてはならないし、彼の臆病さを遺憾とななければならぬ。

疑もなくルフエーヴル氏は積極的な学生にラインの間にあるものを読む配慮を與へたが然し全ての聽講者は積極的ではないのである。ソルボンヌの大多数の聽講者は其の年齢として自然ではあるが受身の傾向にあるのであり、其れ故彼等は字面以外には其の師の思想を留め得ないものである。換言すれば彼等は其れを乗り超えることは

出來ないのであり。彼等は彼等に差し出された多少は判別出来る棲木をいつも見分けがつかず、且又、慎重のヴェールを剥がれ、明白な生氣ある結論に変形され得る暗示をも感得出来ないのである。吾々は此の師が若しも其の環境と学派から全く自由にされてゐれば革命史に寄與し得るであらうと云ふことを云ふ前に其れを乗り越えて凡ゆる感得させる尊敬、人格及び所業を考へることが出来るのである。

此れに対しルフエーヴル教授は「フランス革命の歴史的年誌」一九四七年四月——六月号^(五五)に於いて大要次の如く應へて其の当らざる所以を指摘してゐるのである。「ゲラン氏は其の書の後書に於いて余の名前を指摘せられ、余にマティエの弟子にして相続者の名を冠せられ更に余の師から稍離れてゐるものとされた。このことは余がロベスピエール研究会の主宰者の地にならされたと言ふ明白な推定に依つて説明されてゐるのである。然し此れは一つの伝説であり、マティエと余のコースと仕事は全く別であり余は三度しかマティエに会つてゐないのである。余は一九二二年以来數通の書翰しか彼と交はしてゐないのであり、此れが全てである。余が仰ぐ所の多いのはジャン・ジョレスである。彼の革命史は余の仕事の方向を決定したのである。余は歴史家として眞実は、縱令

其の対象が些小でも権利を持つてゐると信ずるが故に斯く述べたのである。グラン氏は余の業績に関し二点に亘つて指摘されたのであるが、グラン氏が批判的研究及び歴史教授の仕事に關し余と同様な考へを抱かれてゐるやうには思はないのである。余は如何にして事態が推移したかを示し且つ其の理由を示さうと試みた。階級に関する限り余は勉めて其の精神状態を描き且つ其の利害、伝統、偏見のみに依るばかりではなく、或る程度事実の中に其れを忠実に反映してゐる社会と背景に依つて其れを考慮したのである。政治家に対しても思想系列に対しても同様にしたのである。余は余の行間の謎を差し出す以外には決して棲木をかけようとは考へなかつた。其れは何の役に立つものであらう。余の意見を伴るためであらうか。其れは此れを伴るのに何もしてゐないのである。其の上縦令余を知つてゐる人が其れを無視しても其れは彼等が其のことを気にかけてゐないと云ふことである。余は場所と時期が適當してゐる場合には余の意見を決して隠さなかつた。余がグラン氏の著書に触れたのは歴史家としてである。現在余はロペスピエール研究会の会長として毫も批判的精神を失ふことなく、亦ロペスピエールが話し、且為し得たことに就いての余の全ての考へに何等とらはれることなく、彼に尊敬と友情を捧げるのである。

る。一九三三年のアラスに於けるロベスピエール胸像の除幕式に際して余は二、三のこととに想達した。其れは人に迫るが如き胸像から当時の事態^{シルコンスタンス}が換で起したこと、に於いては相通する処のものなのである。余は其れを国民公会の多数派——一七九三年九月二十五日ヴァランシアヌをドイツ軍に委した其処を引き揚げた、地方派遣委員ブリースを公安委員会に向ひ入れる破廉恥を所した——に宛てたロベスピエールの演説の一節を指摘して思ひ起すことにしたい。「余は諸君に事実を全て告げるのを約束した。余は其のことを今から申し上げる。……此の議論に於いて國民公会は当然表すべき全てのエネルギーを發揮しなかつたことを敢へて宣言する。……外敵が侵入した當時、ヴァランシアヌに在つた者は、公安委員会の委員にはなり得ないものである。此のことは無慈悲に思はれるであらう。然し愛國者にとってより殘忍なことは二年此の方、二千の者が裏切と無氣力に依つて飽食にされたことである。吾人を失ふものは此の裏切に対する無氣力である。吾々は最も罪深き者に対し、又祖國を敵の鉄蹄下に委した者に対し予め覺悟が必要である。余としては不幸なるヴェルチュに対してのみしか感動しないのであり、圧迫された潔白な人々にしか感動しないのである。其して人々が非道にも飽食にした所の不幸な民衆の

運命にしか動かされないのである（此の暗澹たる現代に於いて余は異常なる感動なくしては此の一節を再読し得ないのでめる。）
（補註二）

補註二

本稿の目的は「八九年」の紹介と其れを通ずるルフ^エ
ーヴル教授の革命修史上の位置を窺ふことにあつた。其
れ故ゲラン氏との論争に関する批評は論題外に属するこ
とゝ言はねばならない。稿を終はるに当り唯大過なきを
祈るのみである。(一九四八年十二月五日)

註一、現在、同氏は隠退され（一九四五年）、後任に「ナボレ

「オノとドイツ」の書籍マルセル・ドゥナ（M. Duman）が選ばれた。Annals Historiques de la Révolution

Française) Avril-Juin 1946, P.185)

Quatre-Vingt-Neuf P. 1.

Digitized by srujanika@gmail.com

Ibid. p. 7

Ibid. P. 8

九. Ibid. P. 23

- 1〇、Ibid. P. 27
 11、Ibid. P. 42
 111、Ibid. P. 54
 1111、Ibid. P. 56
 11111、Ibid. P. 79
 111111、Ibid. P. 88
 1111111、Ibid. P.111
 11111111、Ibid. P.112—1
 111111111、Ibid. P.114
 1111111111、Ibid. P.120
 11111111111、Ibid. P.129
 111111111111、Ibid. P.149
 1111111111111、Ibid. P.152
 11111111111111、Ibid. P.160
 111111111111111、Ibid. P.166
 1111111111111111、Ibid. P.167
 11111111111111111、Ibid. P.171—2
 111111111111111111、Ibid. P.182
 1111111111111111111、Ibid. P.189—90
 11111111111111111111、Ibid. P.195
 111111111111111111111、Ibid. P.197
 1111111111111111111111、Ibid. P.199

- III 国' Ibid. P.200
 III 用' Ibid. P.201—2
 III K' Ibid. P.210
 III A' Ibid. P.215
 III K' Ibid. P.231
 III 用' Ibid. P.233
 III O' Ibid. P.234
 III I' Ibid. P.235
 III H' Ibid. P.235—6
 III J' Ibid. P.236
 III K' Ibid. P.237
 III H' Ibid. P.238—9
 III K' Ibid. P.239
 III A' Ibid. P.240
 III K' Ibid. P.242
 III O' Ibid. P.242—3
 III I' Ibid. P.243—4
 III H' Ibid. P.244—7
 III I' ハーマンターナー・カーネギー 教授 miss. Hyslop
 フランシス・マッケーレン 「革命の初期」たる標題を以て、本書を
 フランシス・マッケーレン Michelet, Aulard, mathiez など題字を以て
 Vol. LIII No.4. July, 1948. P810—12)
 III R. R. Palmer. The Coming of the French Revol

lution, Princeton. 1947. preface. P. 5—17.

III 国' Daniel Guerin La Lutte de Classes sous la Première

Républiques, Bourgeois et bras nus (1793—1797)

Tome II P. 379. Paris. Gallimard. 1946.

III 用' Annales Historiques de la Révolution Française.

No. 106. Dix-neuvième année. Avril-Juin 1947.

P. 188—200

標題 I. 「八九年」の標題は亦續々一節の全文ほどの如きを
のぞむ。

「一九三九年」の若人よ。人権宣言は亦一々の伝統で
ある且光榮ある伝説である。其れを読む上と依つて
諸君に話しかけてゐる祖先の声を——国民万歳を叫んで
カトカルミー、ショーマップ、フリュウルで戰つた、祖
先一の声を聞け。彼等は諸君を自由にし、現代の主
者と認めた。宇宙に於いては人間のみが一人かくなり
得るのである。彼等は諸君の運命が諸君の掌中に握ら
れ、且諸君のみに未來の國家の運命がかゝつてゐるので
を繰返して呴つてゐるのである。危機を覺れ。其れは
諸君に対し魅力なる故に諸君を遠ざけないであらう。
所業の偉大を且亦其れが帶びてゐる尊嚴を思く。
諸君は其れを放棄したのか。諸君の祖先は諸君を懼じ
てゐぬ。やがて諸君は国民にならでめら。

「国民万歳」。

標題 II. ルフランチアル教授の著げた此のローブペリールの演

説は、元来ダントン派に属するチュリオの公安委員会

委員罷免に端を発して行はれたダントン派の、反ローベスピエール運動への断乎たる挑戦であり、結局ブリース

の委員就任を拒絶する形式に於いて其の恐嚇政治の組織

が一段と強化され、更に革命軍隊の司令官の全面的更迭を見て一路ローベスピエール派革命政府の機構が完

成することとなるのである。謂はばローベスピエールの革命政治展開過程に於ける重視すべき政治的段階と謂く

よう。Aulard 編纂の公安委員会文書集成(Recueil des Actes du Comité de Salut public, Tome VII P52-35)

には九月二十五日付の簡単なる国民公会議事録を收録し、あるが事件の全貌に付いての記録はない。Villat 教授の Révolution et l'Empire (Clio), 1789—1815.

Tome I. La assemblées Révolutionnaires (1789—99) P.250. Paris 1497. に依ればローベスピエールの此の反対は將來の恐嚇政治の展開に決定的成功を收めた意味の主張が述べてゐる。

鎌倉書房

—歴史關係圖書—

文学博士

橋本 増吉著

中國古代文化史研究

慶大教授

松本 信廣著

日本神話の研究

柳田 國男著

日本神話の研究

八幡 一郎著

日本石器時代文化

赤堀 英三著

原人の發見

—近刊—

慶大教授

近山 金次著

中世國家理念の生成

ソルボンヌ大学名誉教授

G. フューヴル著 「八九年」

—Quatre-Vingt-Neuf—

慶大助教授

鈴木 泰平譯

千代田区神田多町二ノ五

電話神田(25)一八〇二番

振替口座東京一八二七四五